

令和4年第2回

定例会会議録

会 期

令和4年6月6日（月）から
令和4年6月14日（火）まで

会 議 日

令和4年6月6日（月）
令和4年6月14日（火）

東串良町議会

令和4年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和4年6月6日 午前9時30分
散 会 令和4年6月6日 午後3時22分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西田 博文		
建設課長	寺園 竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和 3 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 10 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 議案第 25号 令和 4 年度東串良町防災施設新築工事請負契約について
- 日程第 12 議案第 26号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 27号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 一般質問

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
瀬戸山 譲一	1. 危機管理について	p. 14～
	2. 住民参加型自治体形成を踏まえ振興会のあり方について	p. 22～
宮地 利雄	1. 町のインボイス対策について	p. 26～
	2. 子どもの国保税対策について	p. 29～
	3. 学校給食費への更なる助成措置について	p. 30～
	4. 水田活用の直接支払交付金の本町水田への適用について	p. 31～
牧原 完治	1. 豊栄、柏原の活性化対策について	p. 33～
前 田 隆	1. 職員の採用と給料について	p. 37～
	2. 町県民税の申告について	p. 45～
田之畑 稔	1. ピーマン・きゅうりの選果場新築に対する町長の対応について	p. 49～
	2. ピーマン・きゅうりの生産農家の一本化について	p. 57～
児玉 勇治	1. 介護施設の水害対策について	p. 59～
	2. 森林環境譲与税と森林環境税について	p. 61～
小川 香織	1. ユニバーサルデザインの取り組みについて	p. 65～
	2. 防災計画について	p. 73～
	3. コロナ禍における教育支援について	p. 77～
	4. 町職員の給与について	p. 79～
上園 ミキ	1. 町制 90 周年記念行事について	p. 84～
	2. 猛毒ダイオキシン剤の埋設について	p. 86～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和4年第2回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 泊 重巳議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情5件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また、議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省

略します。

それから去る4月1日、全国町村議会議長会会長から田之畑稔議員に鹿児島県町村議会議長会会長として全国町村議会議長会の使命達成に尽力された功績をたたえ、感謝状が贈られましたので報告します。

次に、委員会の閉会中の所管事務調査について報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉議員。

## 2 番（児 玉）

総務民生常任委員会では、社会福祉協議会の育成強化対策として、1月21日に東串良町社会福祉協議会がどのような事務事業を行っているのか、町当局に対し、町補助金の使途・受託事業の内容、役員や職員等の人員体制について調査を行いました。

また、2月9日に東串良町社会福祉協議会の役員等と社会福祉協議会の課題について意見交換会を行いました。

さらに、5月11日に近隣町の状況を調査するため、南大隅町社会福祉協議会へ視察調査を行いました。

これらの調査の概要については、お手元に配付している委員会調査報告書に記載しておりますので御参照ください。

今回の調査を踏まえ、当委員会では、4項目の意見を取りまとめました。調査報告書の2ページをごらんください。読み上げます。

地域福祉の推進と官民一体となったプロセスが大切である。事務事業の円滑な執行のためには、役員に町議会や町関係者を入れるべきである。

町は、住民のニーズに応じたサービス提供を社会福祉協議会と協議を重ね、ともに連携して行うべきである。

南大隅町では、地区社会福祉協議会を設置し、見守り活動を行っている。このことは、本町でも取り入れるべきである。

社会福祉協議会の意義目的の再認識が必要である。組織の在り方と機能体制や福祉事業の充実などについて、行政と民間構成団体が連携して、真に住民本位の福祉のまちづくりのための抜本的な協議と取組を行うべきである。

以上で、報告を終わります。

## 議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 報告第1号 令和3年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第4 報告第1号 令和3年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件については、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 令和3年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 令和3年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~  
◆ 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項

## 会 議 の 経 過

の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

コロナ禍もありまして、国保運営審議会が本来は国保運営委員会で審議して今回の最高税率の変更などを審議すべきでしたが、会議は開かれませんでした。書面決裁となったわけです。事前に以前の福祉課長から説明を受けたわけですが、その書面決裁自体の結果について説明はあったかとは思いますが、書面決裁の結果ですね、つまり全員が承認したとか、あるいは異議が何人かはあったとか、そういう結果について担当課長、ここで分かれば報告してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（東水流）

議員のお尋ねの件ですが、私が引継ぎを受けたときに細かいことは聞いておりませんので、ちょっとはっきりと確認ができませんのでお答えはできません。はっきり反対という意見はなかったというふうに記憶しております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第12号））

議 長 (田之畑)

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和3年度東串良町一般会計補正予算（第12号）につきましては、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道、公共施設等に係る調査への確定及びそれに伴い財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

議 長（田之畑）

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、出産一時金の出産者確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。
お諮りします。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号））を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

令和３年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）につきましては、介護保険給付事業の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第１０ 同意第２号 固定資産評価員の選任について

議 長（田之畑）

日程第１０ 同意第２号 固定資産評価員の選任について、同意を求める件を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

同意第2号 固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

人事異動に伴い、税務課長 西田博文を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号 固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第11 議案第25号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負契約について

議 長（田之畑）

日程第11 議案第25号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負契約についてを議題とします。

## 会 議 の 経 過

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

議案第25号 令和4年度東串良町防災施設新築工事請負契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和4年度東串良町防災施設新築工事でございます。建設工事につきましては、建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、建設工事請負契約の金額が5,000万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

令和4年度東串良町防災施設新築工事請負につきまして、工事内容は具体的にどのようなものがあるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

工事内容の話ではありますが、前回、前々回も含めまして議会のところで補足資料で説明いたしておりますとおり、庁舎の北側に2階建ての車庫兼会議室、資機材倉庫という形で建設予定しておりますし、またその周辺の駐車場的な整備もやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

この工事請負事業に関して、電気、水道などの請負先を振り分けて入札を行うということは検討されなかったのでしょうか。再度お尋ねいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

分割発注ということもあろうかと思いますが、建設事業費 2 億 5, 0 0 0 万円ということもございましたけれども、推薦委員会のほうで慎重協議をした結果、今回については一括発注のほうによりベターじゃないかという結果に至りましたので、このような形で一括発注で実施させていただいたところでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第 2 5 号 令和 4 年度東串良町防災施設新築工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 1 2 議案第 2 6 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

◆ 日程第 1 3 議案第 2 7 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別
会計補正予算（第 1 号）

議 長（田之畑）

次に、日程第１２ 議案第２６号 令和４年度東串良町一般会計補正予算（第１号）及び日程第１３ 議案第２７号 令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）の２件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第２６号及び議案第２７号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第２６号 令和４年度東串良町一般会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億４，５００万円を追加し、歳入歳出それぞれ６２億３，１００万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第２７号 令和４年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，６４４万２，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９億７，６４４万２，０００円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第２表 債務負担行為補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第１４ 一般質問

議 長（田之畑）

それでは、日程第１４ 一般質問を行います。

順番に発言を許します。３番 瀬戸山譲一議員。

３番 瀬戸山議員。

### 3 番（瀬戸山）

早速質問をさせていただきます。

まずは、危機管理についてということで、危機管理についてといいますけど、どれだけ危機意識を持っているか、問題意識を持っているかということになってきますが、まず①食糧危機について、前回も言いましたけれども、気候変動による食糧問題を提起しました。さらに3か月前の話ですけれども、昨今、国際情勢と相まって、その深刻さがメディアで報道されるようになってきました。今朝もニュースで言っていたそうです。このようなことに、どのように認識して、食料基地としてのこの地域、大隅半島ですけれども、ひいてはこの東串良のことですが、どのように手だてを打てばいいのか、町長の考えを尋ねるということで、まずその危機、どんなものがあるかということをちょこっとお話しさせていただきたいと思うんですけれども、これが「農業消滅」って鈴木宣弘さんという方がよく今ネットに出ていますけれども、今これ平凡社から出て30万部突破したベストセラーになっています。本当に食糧危機を憂いて、いろんなことに言及していらっしゃいます。

それで自分自身もこれは盲点だったんですけれども、食料自給率云々とか、カロリーベースの云々、そして穀物自給率云々という話は自分たちは勉強していても実際自分なんか盲点だった。だからその辺も危機意識の欠如なのかなと思って反省している点は、例えば種の問題をまず第一に出していらっしゃいます。例えば物産館なんかに行けば入り口にいろんな種が売ってますけれども、その種の8割か9割が輸入ものなんですね。実際自分も何件か回ってみたら、例えばオクラがインドから輸入、そしてキュウリなんかメキシコとか、大根なんかイタリアとか、ほとんど見れば輸入ものです。もし何かあってそれが途絶えることがあれば大変なことになるんじゃないかということ为先週、横浜にあるサカタ種苗ですね、横浜にある。あそこの関係の方とちょっとお話をさせていただいたら、来年あたり、それが逼迫してくるんじゃないかと物すごく問題になっているという話も聞きました。それぐらい深刻だということを我々が本当に認識していかなければならない時期に来たんじゃないかなと思います。その証拠に5月19日、朝昼晩、NHKのニュースで、地元選出の森山代議士が言われました。小麦、トウモロコシ、大豆を国内で生産していかなければならない時期に来たということを自民党から政府に緊急提言ということが朝昼晩、5月19日、ニュースで報道されました。それぐらい逼迫してきてるんじゃないかなということを考えております。それぐらい深刻になってきているんですけれども、気候変動もさらにおかしくなっていて、昨日もフィリピンの火山が大爆発、その前もインドネシアの火山が大爆発、エアロゾル効果で慣例化に向かうんじゃないかということ自分たちは5月17日、鹿児島で県下の議員さんを集めての勉強会がありました。その中でやっぱり一番最後に、これは地震とかいろんなことも含めているんですけれども、一番最後にここのテーマは食糧危機ですけれども、食糧危機への備えをしないといけないと出ているんですね。そして具体的には、地球規模の寒冷化、プラス日照不足が来るから国内自給できる体制を構築という話です。具体的には云々ということはありませんけれども。で

もそれぐらいの危機意識を持つことになるのであれば、例えば通告してますから、町長はそれなりにどのような手だてを打てばいいのかという質問を今する形になっていますけれども、何か考えとかアイデアがあれば教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、世界中がもう気候変動、そして世界情勢による食糧問題は世界的に大きな問題がございます。国内においては食料の安定供給は極めて重要な課題となっております。

初めに、気候変動につきましては、気象庁によりますと、日本の平均気温は1898年以降、100年当たり約1.2℃の割合で上昇しております。温室効果ガスの排出が現在のペースで進んだ場合、2050年には約2℃、2100年には4℃から5℃程度気温が上昇することも予想されております。近年では、集中豪雨や降水量の増加も問題でございますが、中でも2020年の7月豪雨は、1946年の統計開始以降、最大の多雨だったことが報告されております。また、このような集中豪雨については、今後発生回数が増加するとともに、海面水温の上昇や大型台風の増加等も予測されております。その影響は甚大で多岐にわたるものと考えられます。

国内の農業分野におきましては、水稻の白未熟粒や充実不足の多発、高温による家畜の健康問題や乳量の低下、加えて病虫害や疾病等の発生増加、土砂災害や洪水、浸水等の生産基盤への影響が発生している現状でございます。農林水産省によりますと、気候変動による被害は、今後の気温上昇により、さらに拡大するとの見通しでございます。

農業分野における気候変動への対策につきましては、地球温暖化の防止を図るための緩和策といたしまして、地球温暖化をもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する適応策を一体的に進める必要があることが示されているところでございます。

次に、国際情勢による影響につきましては、新興国の畜産物消費の増加を背景とした需要やエネルギー向け需要の増大、ロシアによるウクライナ侵攻等によりまして、穀物の国際価格は上昇の一途でございます。小麦につきましては、本年3月に過去最高値を記録するなど世界的に食料価格が高い水準で推移しつつ、不安定な動きを見せております。日本においては、世界の食料価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響、さらには世界的なコンテナ不足、海上運賃の上昇など様々な要因により穀物等の輸入価格はさらに上昇しており、国内における次期食料自給率の向上や生産力向上に一層関心が高まっております。5月27日に閣議決定されました2021年度食料・農業・農村白書では、輸入相手国との良好な関係の維持、強化等を通じた輸入の安定化や多角化、国内の農業生産増大に向けた取組が重要とされております。国際情勢の安定化に加え、食料自給率の向上に向け、担い手の育成、確保や農地の集積、

集約等による国内生産基盤の強化とともに、国産飼料の増産、利用拡大による飼料自給率の向上、加工・業務用需要や海外需要への対応、食育や地産地消など消費面の取組も推進していくこととなっております。食糧危機問題は大きな問題でありますので、町といたしまして何ができるのか、具体的対策については今後検討は必要だと考えておりますが、町単独では限界がございますので、国や県、各関係機関と情報を密に共有し、連携を図りながら危機意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本町は農業のまちということで、食料基地として果たす役割は十分求められますが、現在、コロナ禍の中、原油価格高騰や物価高騰により町内の農業者などへのダメージも大きく経営状況は逼迫し、今後の経営継続にも著しい影響が危惧されるところでございます。農家の皆様方の経営安定を図ることは最優先だと考えておりますので、農業分野への町単独による支援制度を創設するよう、各関係課に指示したところでございます。9月議会にて予算計上させていただく予定となっておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、9月議会に対して予算を云々という話をされましたけれども、予算云々を上げるということになれば、具体的な施策があつて、それでその予算が決まると思うんですけれども、それは具体的にはどういう施策、政策なんですか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

ただいま町長のほうから指示がございました農業者、漁業者、養鰻業の方々、農業所得を要件といたしまして皆さんに一律の支援額を経営の一助という形で今制度設計に努めているところでございます。内容につきまして詳細が分かり次第、また議員の皆様方には御報告をさせていただきまして、また9月議会におきましても皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

目的はこのテーマそのものですから、食料自給率の向上なんですけれども、私はここには具体的には書きませんでしたけれども、過去、いろんなことをこの農業問題については話しております。例えばIPMも言いましたけど、持続できる農業が確立されないと駄目なわけですね。だからIPMに関しても大々的に、ちょっと大阪からメールが来まして、東串良のピーマンのパッケージの中にIPM栽培と書いてありまして、具体的にまだ私はそれを確認しておりませんが、持続できる農業というのがまず第一であるし、それから種の問題ですね、さっき言った、種子法の廃止、種苗法の改定でどれぐらい地元の農業が種を問題にしてやりにくくなっているかということも含めていろいろこれから考えていかなければいけないと思います。それは国策でもあり、国策と対立するところも出てきますけれども、東串良は東串良の独自の農業政策を打ち出してその中で本当に先陣を切って農業問題に取り組む町になっていかなければいけないと思っております。例えば今、水土里サークルではちょっとした麦作、さっき言った森山代議士が言われた麦のつくり方に対してもいろいろ挑戦していますし、それから米粉パンについての特殊な種も仕入れて、今水土里サークルでも関わりのあるところでいろいろ研究して地元の食料供給に貢献しようと頑張っております。そこを含めて輪作体系ということも去年も言いましたけれども輪作体系を踏まえて農林水産課の皆さんとタイアップしていろいろ農業の在り方を高められていったらいいのかなと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで②です、食糧危機の問題は大隅半島の全市町で取り組む課題でもある。大隅総合開発期成会にこの問題を町長が提言し、政治を動かすことはできないか尋ねるということで、前、国政に出られた網屋信介さんが食料自給率は大隅半島は600パーセントであるとおっしゃったんですが、その後いろんな大隅半島は今、家畜と、それから大隅半島、我々の肝属平野の大体施設園芸がメインになっていくわけでありましてけれども、じゃあ、具体的に本当に厳しい世の中が、食糧危機が来たときに何で対応できるかといったら、ある程度穀物生産も必要なんです。この穀物生産に対して取り組んでいかなければいけないということで、例えばいつも言うように、具体的にはカライモが品種の状態であります。もし何かいざというときにはジャガイモもすごく飢饉が起きたときは重要な作物であるということを含めて総合的なやはり畜産と施設園芸以外にもいろんなアプローチをしていくべきじゃないかなと思っております。あまり時間ありませんけれども、具体的なアイデアというのは、これから自分たちも今勉強しているつもりでいますので、農林水産課の皆さんとともに、そこもお互いに啓発し合っていかなければいけないかなと思っております。

そんな中で先に町長に言うんですけど、大隅開発期成会、だからさっき言ったように東串良だけでは解決できない問題というのがいっぱいありますので、ここは地域連携をもって、リーダーシップを発揮して大隅半島で農業のバリエエティーさ、それからいろんな多岐にわたる高機能化ということをやっていかなければいけないんですけれども、ここに書いてありますけど、町長の意向を聞いてみたいです。いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃるとおり、この大隅地区は特に、鹿児島県でも大隅地区は特に食料基地というのは、私自身、酪農組合の理事をしているときにそう感じまして、薩摩半島と大隅半島を考えたときは、大隅半島は物すごく自給率が高いんですよ。牛のことを語りますと、もちろん飼料もそうです。それと今ありがたいことにWCSが補助事業になっていまして、WCSは物すごく有効活用されておりまして、これは薩摩半島というか、飼料もそうですが、粗飼料も小売りなんですよ、薩摩半島のほうは。それに加えて大隅半島というのは本当に自給率が高いということでありありがたいことです。

お答えします。農林水産省が公表しているカロリーベースでの食料自給率は、平成30年度の全国の確定値は37%でございますが、都道府県別で鹿児島県は79%と全国8位でございます。令和元年度の全国の概要値は38%であります。都道府県別で鹿児島県は78%と全国7位でございます。このように鹿児島県は食料自給率では全国でも上位に位置している県でございます。様々な要因で食糧危機が迫ってくることは避けなければならないことは言うまでもございません。県内でも大隅半島は食料供給基地としての役割を担っている地域でもございます。大隅管内の農業に対する支援策では各市町が現在も重点的に行っている認識でございます。国におきましても食料自給率については、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村基本計画において、その目標を定めることとされております。その基本計画では、既に令和12年度の食料自給率の目標がカロリーベースでは45%、生産価格ベースで75%と設定されております。このことから現時点でおきまして、大隅総合開発期成会で食糧危機問題に関する問題を提言することは今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。それで、二、三提言ですけど、ここで言うておけば、皆さん、ちょっと、町長にも聞いてもらっていてほしいんですけども、やはり持続できる農業というのが一番大事なんであって、例えばやらなきゃいけないのはちょっと今、二、三、農協さんなんかもやってくれているんですけども、土壌診断に基づいた適正な施肥ですね、今、リン酸過剰と窒素過剰が問題になっていることで、だから今度、東串良の上水も上限値に近いぐらい硝酸態窒素が高いということが問題になっていますので、例えば土壌診断をして適正な肥料設計をすれば、今肥料も足りない状態で、昨日、一昨日でしたっけ、農林水産省がもうほぼ肥料も倍になってきているので、それに対しての助成金、補助金の体制を考える時期が来たということをニュースで言うてました

けれども、そこを考えると適正な飼料、それで施肥、それに基づいた環境を守る、さっきのIPMにもつながっていきますけれども、持続できる農業、今世界中の3分の1の耕作面積がもう農業に不適格だということを言われておりますので、その辺も農業をやる上では、化学肥料と農薬の適正な使用というのは真剣に考えるときがあるんじゃないかと思います。これは一つぐらい提案ですけど、じゃあ、これで次に移ります。

③私たちの社会生活は化石燃料と電気がなければ、ほぼ全ての社会システムは停止する。不測の事態が生じたとき、これは前も言ったことですけど、上水道、田んぼのパイプラインはどのように維持管理していくのか、再度お尋ねします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

まず、本町の水田の揚水機場パイプラインにつきましては、御承知のとおり、停電時の電源については常備しておりません。しかし、中長期的な停電等が発生した場合には、発電機を持ち込んで、揚水機を稼働させることは可能であると考えます。このことは水利、水路の管理を含む農業水利施設の維持管理を行っている林田土地改良区と今後も協議を進めながら調査研究をしていかなければならないと考えております。

一方、上水道の各施設につきましては、停電時には非常用発電機に切り替わるよう、運転稼働を行っている状況でございます。緊急時、非常用発電機の稼働が一般的でありますけれども、ごく一部の蓄電池での稼働も行われるところもございますが、しかし、蓄電池には耐用年数があり、一定期間使用したものは交換が必要となってくるため、ランニングコストがかかることから本町も含め、多くの自治体では非常用発電機での方式を採用している状況でございます。電気、化石燃料とも供給されない不測の事態を想定した場合、発電施設の構築につきましては、多額の費用を要することから水道事業の運営上、慎重に検討していかなければならないと考えております。

また水道事業の有事等の不測の事態には、肝属地区2市4町で構成されます肝属地区水道協議会におきましても市町村間で連携を行う災害協定も結んでおりまして、さらには日本水道協会など関係機関等の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

パイプラインに関しては初めて今聞きましたけど、発電機を備えるなどして対処し

ていく予定であるということですけど、それを町長、具体的にリーダーシップを取ってどんどん進めてもらいたいと思います。それを聞いて安心しました。

それから水道ですけど、水道は自分たちも現地、水源地に行って、去年勉強させてもらいましたけど、やはり停電時、前も言いましたけど、北海道の胆振東部地震のときに1週間から10日停電があって、結局インフラは2日しかもたないということをしてNHKスペシャルで言ってたんですけど、そこを考えると水道も発電システムはありますが、バックアップ体制は、ガソリンスタンドの方々と提携があればいいんですけど、容量が小さ過ぎるんじゃないかなと。我々素人から見ても数時間しかもたないんじゃないかなと思うことを考えると容量のアップをすることと、それから地元のスタンドの皆さん方と町と連携して、そういう提携があるのか分かりませんが、その辺もバックアップ体制をしっかりしていただきたいと思います。

次に、4番、5月20日号のある週刊誌、これは著作権の問題があるからなかなか出せないんですけど、これ5月20日号、週刊ポストですけど、こういう形では多分大丈夫だと思うんですけど、袋とじで地下天気図に異常ありということで、日本で地震で、これは東海大学と静岡県立大学の提携でやっているみたいですけど、今、日本で一番危ないのはどこかといったら大隅半島沖なんですね。ここに出している。先々週号でした。これは前から言ってますけど、まず琉球大学の木村政昭教授という方が、あその日向灘、要するに東南海地震じゃなくて大隅半島が危ないんだということを、町長、今度ホームページを見てもらえませんか、木村政昭教授、ちゃんとホームページに掲載されていらっしゃいます。それと去年の12月に、私の住んでいる唐仁で避難訓練があったときに、東南海地震が来たときに、地震が発生したら40分で津波が来るんじゃないかなということを話をされていました。それはそれでそういう研究機関が発表している中でそれを言われたと思いますけど、その中でもいろいろ説があって、町長が3年前、4年前でしたっけ、MBCとNHKの共同シンポジウムが鹿児島であったとき、名古屋大学の福和先生が実は大隅半島沖がすごく地震の発生頻度が高い可能性があるということで、もし大きな地震が来たら、津波は数分で来るということを町長の口からそれを私は聞いたのを覚えているんですけど、その辺のやっぱり認識というか、本当にもうちょっと危機感を持たなければいけないなということで。やっぱり地震のことを言うと、なかなか地震が来るもんやとか、いろいろ議会の中でもたたかれたりしてますけど、そういうんじゃないくて、この前の3月のときも地震のことを言ったときそういう話をちょっと耳にしたんですけど、地震が来るもんやとかいうけど、その直後に内閣府の中央防災会議が例えば大隅半島でなくても東南海地震、つまり日向灘、南部もマグニチュード8以上の地震が30年以内に来る確率は80%ということをやちゃんとテレビで言いましたよね。だからそのことも踏まえて大隅半島沖の地震があるということを考えると、もちろん今訓練もされてますけど、やはり問題なのはここにも書いているとおり備蓄だと思います。今、備蓄は例えば前も言いましたが、柏原の人たちがよく言われるんですね。ほんのこち大丈夫やったらかいって、私は大丈夫じゃないと思っています。だから二、三、例を挙げると、まず耐用年数30年を過ぎましたということをやここで言ったと思います。それと津波に対する設



計はなされておりません。津波対策の要素は何も入っておりません、高潮対策だけです。この２点だけでも大変問題があるということ。そして護岸は７メートルのやつが、南護岸と東護岸にあるだけで北護岸と西護岸はもうあけすけです。こういうところに津波が来たときにどうするかということを本当に恐怖を感じないといけないと思うんですね。だからさっき言ったように、この週刊ポストではありませんけど、本当にこういう地震が来たらどうするんですかということですけど、そのためにいろんな疑問点が町長の選挙の応援の、前も言いましたけど谷口さんも町民の皆さんと語る会の中で言われました。備蓄が大問題なんだと。その備蓄が大問題であるということを自分たちもいろいろ話は聞いてて、宮地さんと私が備蓄に行って、問答集をつくっております。それはまだ町長の目に入っていないかもしれませんが、それを町長のところにも届けるつもりでいますし、それから自分たちは大阪大学にも行って、津波火災というテーマでNHKスペシャルがあった、その研究の教室の人たちとも話を聞いてきました。その報告書もありますので、併せて町長に見てもらって、本当に東串良で備蓄が一番やばいんだということを柏原の人たちと、その危機感を共有することが一番大事だと思いますので、それを町長はやはり備蓄の方々と一緒に協議してそういう連絡体制、協議体制というのをまずつくることが一番の肝要であると思いますけど、いかがですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、この地震というのは東北地震がある前の年に我が町でも鹿大の井村教授を呼んで講演をしていただきました。そのときに３０年に１回来ますよということも南海トラフで言われておりまして、あれから１０年になりますけれども、そういう形で大隅というのは危険であることは事実です。３０年に１回と言いながらもずっと来ておりますけど。ただ、我が町はそういうのを抱えながら結局住民の命を守るのは避難訓練しかないと思うんです。とにかく避難というものを考えていかないと。この質問に対しまして、令和３年３月の一般質問であったと記憶しておりますけれども、議員がおっしゃる安全協議会については特に住民に対してのアクションは今起こしておりませんけれども、しかしながら志布志石油備蓄基地や鹿児島県を初め、関係機関で構成する鹿児島県石油コンビナート等防災本部などにおいて、今後も地震、津波防災を含めた要望等について提案していく考えでございます。ただ、議員がおっしゃる安全協議会については、どのような役割を想定しているかも含め、志布志石油備蓄基地、柏原地区の住民の方々の意向も確認した上で、必要性を検討しなければならないと考えております。防災対策といたしましては、これまでも取り組んでおりますけれども、地域防災組織を中心とした防災訓練及び消防団や東部消防署に御協力いただきながら継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので。また、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会が設立されておりますので、協議会の中で各市町村における

安全性、地域住民等の考えについてまた改めて確認をしてみたいと考えております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

町長の今の答弁というのは避難訓練しかないというようなことを言いましたけれども、それじゃないんじゃないでしょうか。自分たちはだから3年前に岩手の洋野町というところと、それから隣の普代村というところも関連づけて言いますけれども、普通の、そこは洋野町と普代村がたった1人ずつの行方不明者しか出さなかったと。それを防いだ理由というのが三陸沿岸の防波堤というのは8メートルがスタンダードなんだけど、その洋野町はプラス4メートルの波返しの継ぎ足し工をコンクリートでやったということなんです。その4メートルの継ぎ足しをしたことで、津波はほとんど返してしまったという、それで被害がほとんど出なかった。たった1人の行方不明者を出しただけということを自分たちは議会で行って勉強してきましたので、それに基づいていえば、ただ避難訓練をすればいいというだけじゃなくて、今度はだから備蓄は自分たちがつくった問答集と、それから報告書をそちらにお見せしますけど、提出をしますけど、避難訓練をしてればいいという問題じゃないので、備蓄がいかに深刻な状況であるかということ具体的今度話しますから、ここも町長がリーダーシップを取って備蓄と、それから柏原の住民の人たちと一緒に、このことをちゃんとどんどん進めてもらいたいと思っています。だからその辺は今度持ってきますので、前向きに動いてもらいたいと思います。

次に、2、住民参加型自治体形成を踏まえ、振興会の在り方についてです。

ここでちょっと①を読みますね。住民が行政に主体的に能動的に関われるところが本来の自治体であると考えます。もうこのことだと思います。やっぱり住民が参加して、昔、婦人会とかいろいろあって、それからこれも言いましたけど、振興会活動がみんな高齢化、それから過疎化でもう成り立たなくなりつつあるという中で、それでテレビで出ました愛知県新城市、そういうところでどうすればいいのかということを見て、わあと思ったんですけど、そのことについて新城市が自治を住民が行う上でどういう対策を取って、この市民自治推進課をつくったかということ学ばせていただいて、実際電話をして、テレビに出られた丸山さんという方が応対してくださっていろいろお聞きしました。ここは町長に対して、町長もやっぱりこういうのを勉強してもらいたくて、うがった言い方で失礼かもしれませんが、多分通告しているから、この市民自治推進課をどのように勉強されて、どのように自分は認識されたか聞いてみたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃる愛知県新城市役所の市民自治推進課につきましては、認識しておりませんでしたので、新城市市民自治推進課の取組について情報収集をさせていただきました。市民自治推進課は新城市自治基本条例や新城市若者条例等に基づき、市民まちづくり集会や若者議会とそれと市民が行政に参加できる機会の提供や会議等、運営のサポート、各行政区の取りまとめる自治振興事務所の設置により各行政区との連携、地区要望事項の取りまとめや地域課題に関し、市役所関係課との連絡調整業務等を担われており、市民が主役のまちづくり推進に努められているとのことでした。若者議会や各集会等における議題の選定や討議、施策の提案等は市民が主導で行っており、議員がおっしゃられるように市民が行政に主体的に能動的に関わっているようでした。本町におきましても新型コロナウイルス感染症もあり、ここ数年、振興会とか開催しておりませんが、また町長との座談会などの開催など、今後の状況を見ながら町民の皆様が町政に関われる機会の提供に努めていければと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

いろいろ調べてもらっていましたが、ただでここ、これで一般質問のこの場でここでこの話し合いが終わっちゃいけないんですよ、町長。ですから、この後どうするかということを真剣に考えてもらいたいです。だから振興会活動もままならない状況の中で、これから町政を担っていく上で、行政を担っていく上で何をすべきかということを真剣に考えていかないといけないんですけれども。これは今日は本当に問題提起という形で新城市を出させてもらったんですけれども、これを議会とも、それから執行部とも、それから町民の皆さんとも、これは真剣に取り組んでいかないと、地方はもう駄目になると思います。うちの唐仁地区でも皆さん、もうどうしようもないと言って、ふれまえを足が悪いおばあちゃんがタクシーで待っておられました。これを真剣に考えていかないと、本当に成り立たなくなるということです。

それで今、新城市の若者参加の議会とかいろいろありましたけれども、これを町長、ここでとめるんじゃないで、本当に新城市だけじゃなくて、いろんな先進地があると思いますけど、これを自分も議会のほうでいろいろ提案していきますけど、それを真剣に討論していきましょうやということで、この問題提起になります。

それで①で今言いましたのが、②も含んだような内容になっておりますけれども、一つの例として自分たち総務民生で5月11日に南大隅町に勉強会に行かせてもらったんですけれども、最後の話になりますけど。結局、自分はばかにしてたんですね、大隅半島はそんなことはなかろうかと思ったけど、いかに福祉を踏まえた自助、共助、

公助、これが一体的に福祉活動をしているのが南大隅町でした。そしてこの南大隅町の在り方で、ここで地区社会福祉協議会設置事業ということで、各地区ごとに拠点を持って、地区の独居老人の方を南大隅町は72名のボランティアの方々と一緒になって地区を取りまとめていくってすごくいいことも本当びっくりしたんですけど、青天のへきれきでしたけど、そういうことを実際されているところで、もう1回、あるいはもう2回ぐらい行って、実際自分たちもどういうふうに具体的に活動されているのかということをその人たちの後について勉強すべきじゃないかなと思ったぐらいでした。もうここにちょっとまとめて書きましたけど、社会福祉協議会と自治会との密接な連携でできているという話ですね。だからこれからは住民自治を考えていく上では、これも一つの提案ですけど、今ここにある社協と福祉課にある包括支援センター、そして自治会、この三つの接点というのを、前テレビでありましたけど、これも言いましたけど、やはり今地方の振興会活動は本当厳しくなっている状態の中で、そのやっぱり火つけ役はいろいろアイデアがあるけど、行政がやっぱり火つけ役になっていくべきじゃないかということがNHKのニュースの中の一つの提案でした。答えは今なかなかないんですけども。だからこの南大隅町のこういう自助、共助、公助ですね、これを踏まえた密接な自治会と社協との連携ということで考えると、そういう動きもアクションを起こしていくべきじゃないかと思いますがどうですか。町長のリーダーシップがここで発揮されると思いますが、まず火つけ役として勉強して、いろんなところで発言してもらいたいと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃるとおり振興会そのものが存続というか、後から家をつくられた方がその地区に住所をもちろん直されるんですけど、振興会に入っていただければいいんですけど、なかなか入らない御家庭がいらっしゃいまして、ごみの収集も大変な状況がございまして、勝手に入れられるというか、振興会長、なぜ入れるんですかって、いや、私は町のほうに400円払ったから、もう許可はもらったということで入れられる方がいらっしゃるんです。いや、これはですねということで、振興会長さんは困っていらっしゃいまして。だから私、さっき言いましたけれども、振興会の総会そのものは今できておりませんので、会がコロナで人を集めることができなくて、その説明もしていないものですから、できれば行政もそうですけれども、振興会長さんが家をつくられたときは振興会に入ってくださいねということでお願いというものも進めていただければありがたいということで。それと振興会に入ったらこんなメリットもありますよとか、広報紙が毎月届きますよとか、それと困り事とか、そういうことについては、ぜひ説明していただければありがたいなと思っておりまして、行政のほうに新たに住所を直されるときは説明しなさいとか、職員が言うておりますけれども、だからそれが身につかないというか、家に行つて説明しないことには分からない

というのが現実的にございます。衛自連のお話ですけれども、住民の方々が各地域の振興会で管理しているごみステーションについては、生活ごみを出す場合は振興会に加入されていない場合は、各地域の振興会にルールがございますので、ごみ出しの許可を得るように説明しております。また振興会に入れば地震、台風、津波など避難する際や声かけ運動とか、災害ごみの処分においても振興会の扶助、相互扶助が大きな成果を発揮しますので、できれば振興会に加入していただくようお願いしている状況でございます。今、議員おっしゃいました振興会のそういう総代会というか、また来年度はできると思うんですけれども、今年はまだできておりませんけれども、そういうことをまたもろもろ振興会長さんにまたお願いして、振興会に対する活動費とか、そういうものを使って、いろいろ街灯の設置とかできますとか、そういうことをまた説明を申し上げようかと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

最後になりますけど、自分たちが南大隅町の勉強会に行ったときに、我々総務民生5名行ったんですけど、社会福祉協議会の勉強会でいろいろやった後に、南大隅町長が来てくださったんですね。やっぱり並々ならぬそういう思いというか、なぜ我々5名のところにわざわざ町長が来てくださったのかということですけど、やっぱり並々ならぬこういう地域の扶助、これに関して思いがあるということで、ちょっとその局長もお友達なんですけれども、聞いてみたら、町長が、前の町長からも全面的に出てきていろいろと話をしてくださり、そして協力をしてくださいますということです。それぐらい、これからは社協とも包括支援センターとも、町長がどんどん関わっていく体制が必要じゃないかなと思います。もう一つ、町長、南大隅町のことも心に留め置いてくださいね。それから去年、清溪セミナーというのがあって、そこに参加したときに、3年前、千葉県と宮城県で水害があったときに、特に宮城県で有名になった丸森町って、町長、丸森町を今度調べてくださいね。道路、橋が寸断されて独居老人、老人の方々をどう救っていったか。飲まなければならぬ薬を誰がどのように、道路を、あるいは橋が寸断されても届けていったかということで、テレビでもすごくクローズアップされて話題になったところですけど、去年、前町長さんとお会いする機会がありました。いろいろお話を聞いて、本当に感動しましたということを私が申し上げると、ぜひ来てくだされば対応しますので勉強に来てくださいねということをちょっとそういうふうに確約を取ったんですけど、今なかなかコロナで行けませんけど、どうですか、町長、南大隅町、それから宮城県丸森町、町長自分から行って、そういうところのいろいろ話を聞いて、それを行政に反映させるように動いてくださいませんか。

以上です。終わります。

議 長（田之畑）

答弁は要らないんですね。  
ここで暫時休憩します。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 休     | 憩 | 午前10時42分 |
| <hr/> |   |          |
| 再     | 開 | 午前10時51分 |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

今回、インボイス問題、それから子供の国保税の問題、それから学校給食に対する助成措置の問題、それから最近各地で問題になっています水田活用の直接支払交付金の問題、以上4点を取り上げました。簡潔に質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず町のこのインボイス対策であります。インボイス対策というのはいわゆる消費税の対策なんですけど、最初に申し上げておきますけれども、私自身はこのインボイス対策、インボイス方式の消費税課税には反対でありまして、多くの税務関係者も今政府に様々な声を上げておりますし、地方自治体もこの1年間で百数十から二百数十の自治体の議会が政府に反対の決議を上げるというような動きを強めております。実施の延期または中止を求めているというふうに思っておりますが、町当局はインボイス実施によってどのような事態が本町において想定されるのかというのを質問をいたしました。これまでの町当局、とりわけ税務課などの答弁によりますと、消費税が課税されない、つまり1,000万円以下の売上げしかない業者、事業者、当然農家も含まれるわけですが、それが493件、これが今年の税務署が調査した数字のように答弁されたと思いますが、493件、約500件近いですね、町内の事業者がどうするかと、来年3月までの登録を済ませるのか、10月からの実施に対応が迫られてまいります。だから町としてはどのような事態が予想されるかと考えているのかというのが最初の質問です。これは非常にばくつとした質問で、各種業者や分野に影響があると思いますけれども、これまで税務課内とか、あるいは課長会議などで当然話題になることもあったと思いますので、そういうところでどのようなインボイスについて、どういう心配が予想されるか、どんな事態が予想されるかと考えているのか、議論になった内容などを答弁願いたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

消費税の本則課税の事業者が消費税の仕入れ控除を行うためには、適格請求書、いわゆるインボイスが必要となります。しかしながらインボイスの発行には課税事業者に限られておりますので、お尋ねの免税事業者が取引の相手では、消費税の仕入れ控除はできません。結果といたしまして、取引を断れるケースや消費税分の値下げを要求してくる事態が想定されると認識しております。詳細については、税務課長にちょっと説明させます。

議 長（田之畑）  
税務課長。

税務課長（西 田）  
お答えいたします。

消費税は、前々年の課税売上が1,000万円を超えますと、消費税の申告と納税が必要な課税事業者となります。対して1,000万円以下の場合は免税事業者となります。また、課税事業者の消費税の申告方法につきましては、売上げにかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を差し引いて申告する本則課税と、売上げにかかる消費税額にみなし仕入率を乗じた額を差し引く簡易課税に分けられます。お尋ねの免税事業者に想定される事態につきましては、町長の答弁のとおりでございますが、町への影響といたしましては、免税事業者が課税事業者になることによりまして、消費税申告に係る件数が増加するものと予測されているところでございます。

インボイスを発行するためには、来年10月までに登録申請を行う必要がありますが、取引の相手が簡易課税の事業者や免税事業者であった場合は、インボイスの発行は不要でございますので取引に影響はございません。

また農業の生産者が農協や卸売市場を通して販売する場合も農協や卸売市場がインボイスを発行しますので、特例により免税事業者でも取引に影響はございません。ただし、和牛の子牛を販売する場合は、農協特例や卸売市場特例の適用はありませんので、本則課税の改定が免税事業者の子牛の購入を控え、課税事業者の子牛と免税事業者の子牛の販売価格について差が生じることも考えられます。このようにインボイス制度の開始により免税事業者は、その個々の取引の形態によりまして、影響を受けるものと受けないものが出てまいります。仮に免税事業者がインボイスを発行するため、課税事業者を選択した場合は、1,000万円以下の課税売上げであっても消費税の申告と納税のほかにインボイスの発行、記帳・帳簿の保存義務が課せられていることになりますので、慎重な対応が必要となります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまの税務課長の答弁は、ほぼそのとおりだろうと思うんですが、この仕入れをする中小業者などは、ほとんどが課税業者から仕入れていると思うんですよね。簡易課税かどうかは別、簡易課税でもなくて、ほとんどが本則課税ですよ。お店などにいろんな商品を卸すような、そういう業者はほとんど本則課税の業者ですよ。そういう人たちが1,000万円以下のお店や事業者の商品を卸すときに、消費税分を引かなくてもいいということにはならないということで、非常に苦勞をすると、悩むと思うんですね。ですから、この493件の現在消費税が課税されていない事業者は、インボイスに参加するか、あるいはもう廃業するか悩むというふうに思います。そして最大の関心問題はインボイスで消費税が課税された場合、毎年毎年、これは毎年納めなきゃいけないわけですから1回納めれば済むというわけじゃないわけですからね。一体自分は幾らぐらいの消費税を納めることになるのか、そのことを知りたいのではないかと。これまで消費税は課税されていないわけですから、自分の経営の消費税分を計算したことがない方が多いと思うんですよね。多いというか大部分じゃないかというふうに思うんですね。ですから、どれぐらいの消費税を、これまでのつまり今年の3月の申告で売上げも経費も町当局も知ってるわけですからこれまでの申告内容からどれだけの消費税を自分は今後、これまでの売上げ、経費が同じような額であった場合、毎年毎年支払っていくのかということについて、私は正確でなくてもいいから、そういう問合せがあったときには、大まかな数字でいいと思いますので、ぜひこの回答できるような準備、つまりこれまで申告内容からこの程度は本則の場合でこの程度、簡易だったらこの程度はあなたの場合は支払うことになるんじゃないでしょうかというような指導というか、援助は必要ではないかというのが2番目の内容なんですけど、担当課長で結構ですが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（西 田）

お答えいたします。

町が行う住民税、国民健康保険税の申告につきましては、文字どおり住民税と国民健康保険税の賦課を目的としておりますが、簡易課税の消費税の申告があった場合は、申告期間に限り納税相談とその申告も受け付けております。お尋ねの大まかな消費税につきましては、正確な課税売上が算出されていることが前提ではございますが、簡易課税の場合、課税標準額に対する消費税にみなし仕入率を乗じることにより算出す



ることは可能ではあります。

また、本則課税につきましては、おおむね5,000万円以上の課税売上のある事業者が多い現状ではございますが、仕入れにかかる取引から不課税、非課税分の控除など経費の個々の取引を参照する必要がありますので、簡易な算出はできかねます。

なお、この大まかな消費税につきましては、課税事業者へ変更する際の判断基準とされる場合は、職員が仮に計算を誤り、結果、課税事業者を選択した場合であっても、その取消しを一定の期間は行うことはできません。このようなことから、消費税に関することにつきましては、もともと国税でありますので、概要の説明は可能ではございますが、個々の経営判断となるような事例につきましては、誤った情報提供はかえって事業者に御迷惑をおかけすることや損害賠償にも発展しかねませんので、税務署への案内を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

そういう納税者の判断を誤らせることがあるかもしれないというようなことですが、やはりこのインボイスに基づく取引に参加する場合は、事務手続上も保存しておく必要がありますよね。だから非常に複雑というか、煩雑な作業が出てくるということがうちの税務課でも分かっておられるようですので、私はこれは正確じゃないかもしれませんが、大まかに言えば、大体この程度ですよというような対応は税務課のほうでぜひやっていただきたいということを要請して、引き続き、この点については求めていきたいと思えます。

次に、子供の国保税対策について取り上げました。政府は未就学児童の国保税のうち、均等割については値下げをいたしました。これに伴いまして、各地でいろいろな附随して子供の国保税の均等割などをさらに値下げしていくという動きが出ております。鹿屋市では少子化対策のためなんでしょうけれども、第3子以降の子供の均等割については5割値下げをするというだけではなくて、もう無料に踏み切るというのを踏み切っております。私は、本町もそうした方法が取れないかということを質問をいたしております。しかし本町は、第1子、第2子、第3子と町長の英断によって出生時に祝い金を支給しております。これは県下でもやはり優れた政策であるというふうに思います。赤ちゃんすこやか事業ですかね、ですけども、これは1回限りなわけですから、毎年毎年未就学児の国保税のうち均等割を無償にしていくと、払わんでよかどというふうになれば、それにこしたことはないわけですが、本町もそうしたですね、少なくとも鹿屋市のような方策、方法は取れないかということについて質問をいたしておきます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国保税に関する負担軽減につきましては、国と地方の公費負担によりまして、令和4年度から未就学児の均等割額は5割軽減となっております。お尋ねの子供の均等割額の軽減につきましては、県内では委員おっしゃいました今のところ、鹿屋市のみが実施している状況でございます。本町におきましては、軽減を行うための財源といたしまして、基金取崩しも考えられますが、基金は不測の事態に対応するためのものがございますので、また一般会計からの繰入れもできませんので、今のところ実施は困難であるだろうと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

今のところ実施は困難ということですが、ぜひ引き続き、これは求めていると思います。

次に学校給食費です。本町の場合は、これは議会からの要求はあったんでしょうか。町長の側からの発案がなかったかとも思いますが、給食費に対して1人当たり約半額ですかね、補助をすると、助成するということが実現を既にいたしております。これは県内でも他町村に先駆けてほぼ給食費が半額になるよう助成が実施されております。ところで、今回のコロナ対策の臨時交付金の活用 に際して、文科省が通知を出しております。この文科省の文書の中では、学校給食等の負担軽減などとして地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を伴った学校給食等が実施されるよう云々とあって自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うこととされておりますということで、特にコロナ禍に対する原油価格や物価高騰対応分を活用して学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようという通知が文科省から出ているわけです。もちろんコロナ禍の問題は、あと1年か2年すれば収束するということにもなるかもしれませんが、ぜひですね、今回のコロナ対策の臨時交付金を活用すれば、これまでの給食費の助成と合わせれば、ほぼ給食費ゼロを目指すというようなことも可能ではないかというふうに思って今回のこの質問をしたわけです。そうすれば、我が東串良町の子供の給食費に対する助成措置は大変な評価を受けることになると思うんですが、どのような答弁が用意されているのか、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

今回の地方創生臨時交付金につきましては、企画課、その他でもいろんな計画もあるようでして、多くの町民への支援が計画されていると聞いております。それで給食費につきましては、保護者負担軽減の補助というよりも原油高や円安に伴う物価上昇に対しての補助を計画したところです。よって、ニュース等でもあるような保護者負担の給食費の値上げは考えていないところです。県学校給食会によりますと、全731品目のうち690品目が値段高騰しておりまして、特にサラダ油とか調味料、小麦、大豆等を含めた材料が高騰しているようです。今後も食材はもちろん、燃料費の値上げ等が考えられます。そこで給食費の質や量を落とさずに提供できるよう、昨年度と比較試算しましたら、児童生徒1人、1年間で約1,830円の値上げが予想されました。児童生徒582人ですので、具体的には給食費として110万円の補助をお願いし、6月補正で地方創生臨時交付金110万円を計上していただいたところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

この給食の食材の値上げによって、本来は給食費そのものを値上げしないといけない状況にあったが、本町の場合は、この地方創生臨時交付金の活用でそれだけ110万円をこっちらから給食のほうに回して値上げを抑えるという状況だという答弁だと思います。それはそれでしょうがないわけですが。私も実は直接給食センターの方に問合せもしたんですが、値上げはもちろんあるわけだけど何とか今年度、来年度、これまでの価格で維持ができるように頑張りますという回答でした。ぜひ、そういう点では当局の頑張りも見えるので、次に水田活用の直接支払交付金と、これ私、ほとんどどんなものか分からなかったんですが、いろんな新聞を見たり、また全国農業新聞でも取り上げられておりました。そしてその中心は今回5年間に1回も米を作付しなかった場合は、転作奨励金を支給しないということを打ち出しているようです。私は志布志市議会のホームページでその議会の一般質問を視聴しました。その問題を取り上げた共産党の議員さんがおりましたので。あそこは市議会の様子が全部画像と音で有権者がいつでも見ることができるようになっておりましたので、視聴いたしました。あそこの志布志市というまちは3か町が合併しまして、山あり谷ありの地勢で転作作物をつくるためにそばとかですね、どうするかというと、長年かけて水路そのものを廃止すると。地目は田であっても畑としての機能を長い間かけて築いてきたという状況があるようです。

したがって、そんな水を張れと言われてもいきなり溝をつくって新たに遠いところから水を引くわけにはいくかという抵抗もありまして、市長の答弁によれば影響は半端ではないと。そのためにそういう転作奨励金などの措置が受けられない面積が16

6ヘクタールと、農家数は362戸だと、減らされる交付金は4,376万円だと、その数字もすごいなというふうに思いましたが、市長が答弁するぐらいですから。そして農家の中では、中山間地では頑張って減反に協力してきたのに途中ではしごを取り外すようなやり方じゃないかということで怒りが広がっているような状況です。

本町の場合はどうなんだろうかと思ひまして、別に具体的な調査はしておりませんが、本町の農地の地勢を見たときに、ほぼ平らですね。志布志やほかの町村のように中山間地がほとんどないと。だから志布志市とは大分違うとは思いますが、本町へのこの影響について、水田活用直接支払金の支払交付金について、どのように試算しているのか、本町への影響をですね。試算といって具体的な数字まで出るのかどうか分かりませんが、本町のような場合に、そういう地勢を見たときの本町のような場合に、それでパイプで水路が一応維持されているわけですから、だからこういう場合には本町の場合にこの交付金は影響があるのかないのか。あるとすればどの程度影響があると考えられるか、担当課で計算でももしする時間があればしていただいたと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えします。

初めに、水田活用直接支払交付金の令和3年度実績でございますが、町内の農家数816戸のうち、交付対象者は647戸で面積が約620ヘクタール、交付金総額は3億7,158万円でございます。ただいま議員おっしゃいますとおり、令和4年度より転換作物が固定されている水田の畑地化を促すこと、また水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、水田活用における直接支払交付金の交付対象水田の現行ルールを再撤廃し、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象水田としない方針が農林水産省より示されたところでございます。今後は、町農業再生協議会において毎年7月1日時点で、交付対象水田の整理を行います。令和4年度から8年度までの5年間で一度も水張りが行われていない場合、令和9年度以降は交付対象外となることが予想されます。本町には約820ヘクタールの水田がございしますが、令和3年度の実績では約720ヘクタールの水田において水張りが行われております。残りの約100ヘクタールは、飼料作物の作付が約30ヘクタール、施設園芸等を含む野菜の作付が約15ヘクタール、その他対象作物、対象外作物、施設用地や荒れ地、約55ヘクタールが水張りされていない状況でございました。仮定ではございますが、令和3年度実績で5年間水張りがなかったとしますと、飼料作物の作付は約30ヘクタールが国設定の戦略作物助成の部分に影響するもので、農家数約140名の圃場の一部が令和9年度より交付対象外となり、最大で約1,050万円の減額になると推察するところでございます。

なお、県設定、町再生協議会設定の産地交付金につきましては、使途を独自に設定

できることや、また配分額も決まっておりますので、産地交付金総額には影響がないものと考えているところでございます。今後、町農業再生協議会といたしましても国、県とも連携を図りまして、対象農家への皆様方へ情報提供、また産地交付金の新たな使途の検討など適時適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

本町における具体的な数字を初めて聞かせてもらいました。1, 0 5 0 万円ぐらい減ると、このままの作付でいけばですね。これでもやっぱり大きいですね。農家の転作奨励金も税金などで計算しましたが、多い農家では何百万円もありますよね。だから、総額でどれくらいになるのか、先ほどの課長の答弁では3億7, 0 0 0 万円と言われましたが、一つの大きな本町の住民に行き届く貴重な資源というのか、資産というのか、会計というのか、そういう意味でもこの国の今回の交付金の制度、これについての批判も大いに取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、4 番 牧原完治議員の発言を許します。

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

私も通告に従いまして、豊栄と柏原の活性化対策について3点ほど質問したいと思っています。

まず、豊栄対策の件なんですが、豊栄対策については、この前、3月議会で大隅路線のことが出てまいりましたが、その延長といたしまして、豊栄地区は、非常に池之原から豊栄に行くには迂回路というか、崖と高低差があるわけなんですよ。それでどうしても足が向かないというような状況でございまして、昔は池之原から豊栄に行くのに利用された道路は図師の坂という、町長と副町長ぐらいは知っておられると思いますが、池小の下の子留花屋がございまして、その前に図師電器という電器店がございまして、そこから大迫さんの下に田畑電機があつたりですね、あそこの道路が車道として上り下りをしていたわけなんです。昭和40年代までですかね。一番近道で利用されていたわけなんです。現在は急傾斜地の急カーブで非常に豊栄に、足が向かないというような状況でございまして、この前、大隅路線の件が出ましたが、その延長として池之原小学校の駐車場から液化ガスまでの大隅路線で道路の復活はできないか、質問を申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃいました線路跡を豊栄地区から池之原地区へのアクセス道路として復活させることは豊栄地区の活性化に関して確かに有効的であるとは本当に思います。しかし跡を復活させることにより、近年整備を行ってまいりました平成27年度池之原大隅線の一部やり変えや平成27年度、池之原小学校に接する駐車場の廃止がまた必要となってまいります。さらには、県道柏原池之原線を横断することや、橋梁の設置、もしくはトンネル工事等の莫大な事業費が想定されます。このことは今後豊栄地区の活性化のため、池之原地区へのアクセス道路を他の路線を含め、また事業に活用できる補助事業等についても調査してまいりたいと今考えておりますので、よろしく御理解いただけるとありがたいと思います。

議 長（田之畑）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

今、町長の答弁でありました、確かに池之原小学校の駐車場については、せっかく駐車場をつくったという経緯もあるわけなんです、それとトンネルでという言葉もありましたが、鉄道のSLとですね、昔はSLが主体だったんです。あの当時は、下の三角公園から上の上原健郎さんの畑までずっと勾配を緩やかにして線路があったわけなんです。そして今の県道は橋がかかり、また小学校のあそこも橋がかかり、もう一つ向こうの、今、吉留さんが美容院がされていますが、あそこに橋が、三つも橋の下をSLが通ってたわけなんです。それに比べますと、今、車でございますので、勾配も大分きくんじゃないかと思います。このコンサル等した結果、トンネルでないと駄目というようなことはないと思いますので、ぜひその辺も考慮していただいて、なるべく経費のかからない方法、また池之原小学校の駐車場の件についても、私もこれは前質問をいたしました。どうしてもここは必要ですので、この代替地等を考慮して、ぜひこの豊栄の対策をやっていただきたいと思うわけなんです。

この前、森山先生から国の補助金のこういう案内が来たわけなんです、これを見ますと計画名が交通連携強化と産業観光振興支援による魅力と活力ある地域づくりということで、池之原大隅線、池之原校区に2, 217万3, 000円という国の補助があるんだよということもきました。宮地前建設課長に、これは補助金の対象になるかと前に尋ねたところ、ずっと継続すれば補助金の対象にもなりますよということで、うちの一般財源の負担はほとんどないと思いますので、ぜひ計画していただきたいと思います。

次に、2番目、今度は柏原に行きます。柏原に第2の物産館をとということで。これ

はちょうど7年前に同僚議員が質問した懸案でございます。非常にいい質問だなということで、ずっと心の中にとめておったわけなんです、今回国道の448号が改良工事をされるという、非常に長年の懸案ができるわけなんです、柏原小学校の前あたりを見ますと、空き家が非常に多くございます。ここに第2の物産館をつくったらどうかと私は思うわけでございます。町長が柏原対策については、非常に努力されてきてMARUMARINEの開発とか、それからルーピンの相撲、そのようなことで観光も非常に多くなっております。大分投資もしたわけなんです、本町に果たして見返りがあるのかということを考えると、ほとんど私はないと思います。せめて観光に行った帰りには土産を買ったり、また物産館といいますと、農産物が主体、柏原には水産物がございます、漁協がありますので。これも一つ大きな目玉となりますので、ぜひ柏原対策で国道448号のあの辺に第2の物産館をとということの質問をしたいと思えます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり柏原にお店がないというのは以前からの考え方で、今おっしゃいました第2の物産館です。これは私の念願でございまして、どうしてんつくらないかんというのがございます。ただ、物産館のみを建設するというのではなくて、例えば柏原分団の消防詰所が標高ゼロメートルになってて長雨による水害や万一の津波対策を考えたときに、現在の場所から高台のほう、今おっしゃっていました国道448号沿いに移転すべきではないかというのを考えておりまして、そのタイミングで、その敷地内に併設して物産館等の施設も整備できたらと考えております。場所や時期につきましては、今のところ未定でございますが、近い将来、具体的な内容を詰めてまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいますように、柏原地区に第2の物産館が建設されますと、そこからマルマリンや円山公園、キャンプ場、そしてドームハウス、そして柏原内の店舗等へ立ち寄っていただけるような人の流れをつくることが重要となってまいりますので、その折は官民一体となって様々な工夫を構築していくことで柏原地区の活性化につなげていけたらいいなと思っておりますので、御理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

町長の思いと私の思いが大体一致したような気がするんですが、柏原は二つの医院

がございます。岩重さんと児玉さんとですね。これが非常に宝というか、財産だと思います。毎日病院に治療に行く方、診断に行く方が多いわけです。その方の帰りも土産物とか買い物も非常に有利ではないかと思っております。

それと錦江町に物産館がございます。うちの物産館と比べますと半分程度の広さの物産館だと思いますが、あそこは、にぎやかで活発なんですよね。錦江町、南大隅町に観光等に行った帰りはほとんどあそこに寄って帰られます。あそこの議員に聞いてみますと、当初300万円の持ち出しが町からあったそうです。それを100万円にし、現在では黒字経営というか、そういう状況のようです。ぜひ、ああいふ錦江町みたいな物産館を目指していただきたいと思うわけでございます。

それでは、最後にまた、これも物産館と似たような質問なんですけど、今度、明光園の跡地が5反歩という広い土地が返ってくるというか、向こうから言いますと寄附というか、そういう形で町有地になったわけなんですけど、マルマリンを見ますと非常に明光園の跡地が魅力なんですよね。ここを交流の拠点場としてフリーマーケットをしたらどうかというような提案でございます。質問状では土日限定でというようなことで毎週というようなことで書いたわけなんですけど、実際は月1回ぐらいやれば非常に人の集客をどうするかということなんですよね。本町には豊かな農産物がございます。そして先ほど申し上げましたように柏原の漁業、また柏原には魚の卸屋さんも二、三軒いらっしゃいます。この方々から干物を提供する。または、町内の誰でもこのフリーマーケットに参加できるよというような体制をつくったり、商工会については日曜日は休みです。商工会の方も呉服を並べたり、またPTAとか学校関係の方もバザーを開いたらというようなことで、この明光園跡地にそのような集客施設利用はできないかということを質問申し上げます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

議員おっしゃいました明光園跡地の活用につきましては、その周辺を含めて一体的な利活用を考えております。当分の間はマルマリンや円山公園へお越しになった方々の駐車場として活用したいと考えております。また、円山公園内には遊具や相撲場、そして芝生敷がございしますが、その近くを車両が自由に往来しておりますので、万が一公園内で事故を未然に防ぐという観点からどうしても駐車場がないということで、あそこを駐車場利用という考え方でございます。

また、将来的には駐車場内に雨天時にも対応できるような構造物を建てようかと思っております。そのように施設を整備したいと考えております。そのような施設が完成いたしますと、議員おっしゃったようなそういうフリーマーケットのような活用も、全天候型ですので、食べる場所とか天ぷらとか、そういうものを販売できるような施設になればいいなと思っております。とりあえずはあそこは駐車場という考え



方でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

この前、5月28日にルーピンゴルフ大会があったわけです。うちも議員で参加したわけなんです、約160何チームでしたかね、うちのグラウンドに来て、数千人集まったわけなんです、その中で休憩中に坪山さんが天ぷらを持ってこられて、軽トラックの保冷車です。これであそこで販売されたわけなんです。見る見るうちになくなり、見ている間に3回往復して天ぷらをあれしてね、非常に人が集まれば商売と言うといけませんが、人が集まればいろんな物流ができるんだなということを感じたわけです。ぜひ、その明光園跡地も考えていただきたいと思います。今まで質問をしましたが町長が初めて、私の質問に満足がいった回答をもらいました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

次に、7 番 前田 隆議員の発言を許します。

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

午前中の最後ということで、時間がないようですが、単刀直入に質問しますのでよろしくをお願いします。

私は2点ほど通告いたしました。職員の採用と給料について。

1、近年、行政サービスはますます多様化している。こうした中、職員定数に対して職員数はどうなっているのか。また、職員数は他町に比較して適正であると言えるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

詳細について、数値的な部分ですので、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

## 会 議 の 経 過

今、町長から数字的な部分ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず職員の定数につきましては、皆さん御承知のとおり、職員定数条例上、95名となっているところでございます。現在の職員数は90名でございます。また令和4年度、本年度からでございますが、3年間、県高齢者医療広域連合組合、及び大隅肝属広域事務組合へ1名ずつ派遣いたしております。さらには、産前産後休暇、あるいは育児休業の職員が3名おりますので、実質85名で業務を分担している状況でございます。

次に、他町との比較でございますが、毎年行われる給与実態調査における一般行政職で比較いたしますと、本町は69名、近隣の類似団体では錦江町85名、南大隅町90名、南種子町83名、中種子町118名となっております。南大隅町、錦江町につきましては支所もございますので一概に比較はできませんが、いずれにいたしましても職員数は少ない状況になっているように思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

我が役場は、課によっては前もちょっと人数が足りないという話も聞いたわけですよ。そういう課が増員する考えはないのか、足りない課はですね。余っている課はないと思いますけど、そういう考えはないのか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり足りない課、先ほどから言いますとおり定数95名に対して85名でやっておりますので、実際問題10名足りないところもございます。ただし、今現状におきましては、再任用職員という方が幸いにして数名在職してもらっておりますので何とかカバーしている状況でございますが、採用も含めて今後優秀な人材を採用したいということで、その職場職場、あるいは課に応じた適正な配置をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

今の答弁では、どうにかこうにか足りてるといような回答だったと思います。

2番目に地方公務員の給料水準を示すラスパイレス指数は本町ではどのように推移しているのか。また類似団体の指数と比較してどのような分析をしているのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

ラスパイレス指数の質問ですが、本町のラスパイレス指数の5か年分を申し上げさせていただきます。5か年分を言います。平成29年は96.1、平成30年は95.3、平成31年（令和元年）は96.1、令和2年が97、令和3年で95.4となっているところでございます。先ほどから比較いたします近隣の類似団体としては、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町がありますが、この4町の平均は、平成29年で97.5、平成30年は97.2、平成31年（令和元年）が96.5、令和2年が96.6、令和3年度で96.8と、平均すればなっているようでございます。ラスパイレス指数はその年の対象となる職員の状況で値が変動するわけですが、単純に比較することは困難でありますけれども、令和2年度を除いては類似団体と比較して低い状況にあるというところでございます。分析といたしましては、類似団体が平均が96から98の間で推移していることに対し、本町は95から97に推移しておりますので低いというふうに感じているところでもございます。

以上であります。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

企業というのか、会社というのかによっては高い並みに給料を払っているところが実際ありますよね。これは余談になると思いますが、去年、一昨年の職員採用の際、我がまちの大学生の子供が、お父さんが一応役場を受けたいと言って、役場のほうがよかごたいなと話をしてたんですよ。そうしたら大企業に就職をしようかなち言っせえ、また相談がありまして、ちょうどそこに私の娘が勤めとったものですから、給料を聞いてみたら、物すごく差があったんですよ。それで、いや、もう役場どころじゃないと、そっちに行きなさいと言って、その方は今そっちに行ってます。そういうような状況があるものですから、今のこの数字を聞いてみれば、ほかの4町に比べて低いんですよね。せめて我がまちは財政も豊かだと、いつも言ってますよね。だから、この辺でほかの4町と同程度か上ぐらいの指数に持っていったらどうなのか、どうですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

私の立場で言っているのか悪いのか分からない部分もございますが、確かに財政がいい悪いとかいう部分じゃなくして、やっぱり同じ、例えばある町、ある市を比較いたしますと、同じ仕事をするわけですので、同じぐらいの給与水準に上げていけたらなというふうには思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

ぜひ他町村と同じようにしていただきたいと思います。

それと3番目に行政改革の一環として人件費のコスト削減が進められてきたが、以前と比較して、給料や退職金はどのようになったのかをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

給料、あるいは退職金がどうかということでございますが、20年ほど前と比較してみました。そうしたときに基本給で月額、課長級で6万円ほど低くございます。また退職金に換算いたしますと、600万円から700万円程度少なくなっていると、20年前と比較して、そのようになっているようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

給料も6万円といったらすごいですよね。それで退職金も600から700万円、すごい金額ですよ。何でこんなに下がったのか。それで私はいつも疑問に思っているんですけども、鹿屋市は我がまちと同じように交付金をもらっていますよね。我がまちも交付金をもらっていますよ。それなのに職員の給料なり、我々の議員報酬なりが大変な差があるようです。うちのいとこの子も鹿屋に勤めていますけれども、給料を聞いてみたら大分差があるようです。同じ交付金をもらっていて、我がまちはこんなに低いと、鹿屋は高いと。鹿屋ほどに上げろとは言いませんけど大体これに近い

ような数字に持っていったらいいんじゃないかなといつもそう思っていますけれども、  
どうですか、その辺は。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

そうですね、確におっしゃるとおり私ももらうほうですので高いにこしたことはないかと思うんですが、ただ、今交付金という話でしたけれども、交付税の話だろうと思いますが、確かに鹿屋市を含めて交付税をもらっているところは事実で、交付税交付団体、いわゆる依存財源に依存しているというところがおおむね全ての自治体だろうというふうに理解しております。その中で本町だけが給料が安いという話になるわけ、今そういうような話になっているところでございますが、これにつきましては、いずれにしても国家公務員に準じた率、もろもろの中で給与体系を組んでおります。ですので、鹿屋市におきましては、例えば部長級がいらっしゃいます。部長級につきましては、給料表があるわけでございますが、最初入ったときは、鹿屋の部長級さんは7級制という職の級のところの給料をもらっていらっしゃいます。東串良の課長につきましては6級というところの職の中で給料を支給しているという状況でございますので、その部分についても差が出てくる要因なのかなというふうにも思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

今、7級の話が出ましたけれども、7級は後でまた質問したいと思いますが、去年の職員採用試験の状況について、募集した職種、募集人数、受験者数、合格者数、採用人数をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

昨年度の職員の云々かんぬんというところでございますが、令和3年度におきましては3回の試験を実施させていただきました。まず1回目につきましては、令和3年4月1日現在の職員数が89名でありましたので、10月1日採用に向けて試験を行ったところでございます。それにつきましては、一般職若干名、土木職員1名を募集いたしましたところでございます。その結果といたしまして土木専門職は受験者ゼロ、一

般職は一次試験の受験者18名でありました。合格者数は7名、7名全ての方が2次試験を受験され、合格者数、採用者数ともに7名、1名採用させていただいたところでございます。

次に、2回目の採用試験は、退職者の補充として令和4年4月1日採用予定で1回目と同じく土木専門職1名、一般事務職若干名を募集いたしました。土木専門職は受験者数1名、一般事務職は5名でございました。1次試験の合格者は土木、一般事務職ともにゼロ名であり、急遽3回目の採用試験を行うことといたしました。3回目の採用試験につきましては、土木専門職については、学校からの推薦による選考も考えておりましたが、推薦も届かなく応募はございませんでした。一般職については若干名の募集を行い、受験者数26名、1次試験合格者数11名、2次試験受験者数10名、合格者数4名、最終的には3名採用いたしております。2次試験の合格者が4名と、採用者数が3名となっておりますが、1名については、辞退されたというところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ここ近年等、10名ぐらいの職員を採用されていますよね。その中で町外の方が大多数じゃないかと思うんですけども、町内の方は少ないですよ。これはもちろん募集にかけたけれども、なかったといえはそれで終わりなんですけれども、そこら辺は何か加味されているんですか。町内の人が受験をしなかったというのは。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、町内の受験者は少のうございます。それがなぜかといいますと、私も分からないところでございますが、この中でちょっと記憶で申し訳ないんですが、一、二名程度しか町内の方は3回の試験に受験されなかったのかなというふうに記憶いたしております。もちろんホームページ、あるいは広報紙等、防災無線を含めて募集を募っているところですが、何が原因なのか、給料なのか、あとどういう問題があるのか分かりませんが、ちょっと町内の方が少ないというのが現状でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ちょっと時間も迫ってきていますので5番目のさつきも出た給料の7級は適時適正に運用されているのか。また意欲のある職員を採用するための対策や職員の士気を向上させるための工夫は考えているのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この課長級職員につきましては、6級でございますけれども、確かに条例上は7級制でございますが、人件費の抑制等を考慮して6級を基本に運用を行っております。現在は、人事評価においても年1回の能力評価と年2回の業績評価を行い、昇給や勤勉手当に反映させておりますが、なかなか士気の向上にはつながっていないのが現状でございます。

また、先ほど申し上げましたけれども、採用についても苦慮しているところでございますので、課長級の一部についても給料表7級を採用することで新規採用職員の確保、職員の士気向上にもつながるものと考えておりますので、給料表7級制の運用を早急に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ぜひこの7級制を採用していただきたいと思います。

それで7級になるのは、聞いてみたら退職3か月前だという話だったんですけども、これをせめて1年なり、1年半なりに前倒しはできないのか。たった3か月昇給、7級になっても、いえば部長ですよ、なったという感覚ですよ。それをもうちょっと早くできないものなのか、その辺は町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そういうことも含めまして検討してまいりたいと思います。魅力ある公務員というものはなかなか見えないものが現実でございまして、その点また検討させていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

この問題は最後ですね、年齢が課長になって55歳になったら、昇給しないと給料が上がらんということだそうですが、これはどういう理由があって、そういうふうになっているのかお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

55歳になったら昇給停止ということになっておりますが、これにつきましては、先ほども触れさせていただいたところもございますが、国家公務員に準じて国家公務員の給料表、あるいは国家公務員の処遇について横並びで実施している関係もございますので、国家公務員同様55歳は昇給停止という措置を取らせていただいているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

国家公務員と準じるところですね。だったらですよ、さっき言ったように課長になってあと1年か2年したらもう退職だよというときに7級に昇給させたらどうなんですか。それはできないんですか。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

確かに7級制導入というところはいろいろあるかと思いますが、皆様も、これにつきましては、職の部分について与える級になっております。職の中身をちょっと今資料を持ってきておりませんが、記憶の中で話をさせていただきますと、特に困難な業務を行う課長については7級を適用していいよというふうに表記してありますので、先ほど町長が言いましたとおり、特に困難な課長についてはそのような形で今後検討していくというふうに町長が申しましたので、私なんかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。



議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

なぜ私がこの質問をしたかという、役場は町民サービスの間だと思ふんですね。また意欲のある職員の士気を向上させるためにも、ぜひ給料なり期末手当など、またそれも退職金もそうなんですけど、昇給で東串良の役場は魅力のある職場だと思われるような、ぜひ前向きの検討を要請して、次の質問に移らせていただきます。

2 番目に、町県民税の申告について。今年の申告会場は保健センターのみとなっていた。以前は、各集落を税務課職員が巡回して行っていたが、なぜこのようになったのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

2 月中旬から 3 月中旬までに行う住民税及び国民健康保険税の申告につきましては、お尋ねのとおり、従来会場は各集落の公民館等を職員が巡回する形式で実施してまいりました。今回の申告会場につきましては、保健センターのみで実施したところでございます。その理由につきましては、大きく 3 点ございます。まずその 1 点目は、新型コロナウイルスの感染拡大防止でございます。申告は申告者と職員が対面により、一定時間聞き取りが必要なことで、申告者同士が密になる狭い会場が多いことから感染リスクの軽減を目的としています。

2 点目は、プライバシーの保護でございます。令和 3 年 6 月議会の一般質問でも指摘を受けましたが、狭い会場では、どうしても申告内容が聞こえてしまい、申告に関する個人情報を他人に聞かれたくないとの声も以前から多くありましたので、その対策について検討を重ねてまいったところでございます。

3 点目は、申告書類等が未作成の方のためにも記帳コーナーを設けることでございます。従来申告書類の作成済みの方と未作成の方は区別なく申告受付を行ってまいりましたが、未作成者の書類等の作成にかなり時間を要することも多く、職員がその方に占有されてしまい、結果ほかの申告者にしわ寄せとなり、会場の混雑を招く事例が多々あったところでございます。その未作成者のため、記帳コーナーとして必要なスペースを確保し、スムーズな申告を行うことが課題でございました。これらの課題を踏まえ、会場についての検討を行った結果、現状では保健センターがベストの選択であるとしたところでございました。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

いろいろコロナとかプライバシーとか、いろいろありましたけれども、年寄りにしてみれば、このコロナもそうなんですけれども、我が集落内であれば行って見て人間が多ければ帰って昼飯を食べてから行こうとかかできるわけですよ。保健センターの場合、年寄りの場合は車のない人はタクシーで来るわけですよ。タクシーで来て、人数が多かったと、どこで待っているのかと。自分の車なら自分の車の中で待ちますけど、それができないと、電動車椅子で来たと、どこで待っているのかというような問題もありますよね。だから以前のおり、各集落を回っていただいたほうが年配の方は、ほとんど年配の方が多いと思いますよね、普通の方は企業とか農家とかいうのはほとんど税理士を頼んでいますから。ですからこれはぜひ考え直していただきたいと思います。

それでは2番目に、申告会場は保健センターのみとしたことを事前に検証したと思うが、どのように評価しているのか尋ねる。これはこれで分かりましたので3番目に移ります。

来年の申告会場はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

来年の申告につきましては、夜間申告を2回から4回に増やしまして、加えて電話予約制ではございますが、夜間申告相談も設ける予定でございます。申告会場の設定につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、プライバシーの保護を確実に履行しつつ、また会場から遠く不便であるとの声や交通手段のない方への配慮を行いまして、来年の会場につきましては、ここ保健センターに加え、総合センター、福祉センター、総合体育館、唐仁集落センター、溜水地区構造改善センター、農村環境改善センターの計7か所を考えております。なお、地区割や日程等につきましては、年内に決定し、申告対象者の方にお知らせする予定でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

来年の申告会場は7か所だということですね。一応それでやってみて、よければそれでやっていただきたい。

最後に高齢者などから帳簿整理が不得意のため、税務課職員の手助けが必要との声

があるが、実際どこまでサポートできるのか尋ねる。町長、もうこれは見られたと思いますね、今年。一番大事なのは、令和4年2月以降の申告から本人が事前に作成した収支内訳書の提出をもって申告を受付いたしますと。ここまではいいですけど、その裏ですね。これに事前に作成された収支内訳書が提出されない場合、滞在期間の縮減のため、申告会場には入場できませんというふうにあります。それで一番問題なのは、本人による作成が困難な場合、消費税申告にも影響しますので、税理士等の税務代理を御検討くださいと。これが税務課から出ているわけですよ。これについて、私にも2件ほど相談がありました。本人に聞いてみましたが、そうしたら申告会場に行ったら、全くこれに書いてあるとおり、税理士に頼まんやと、5万円も払えば税理士がしてくれるって、税理士に頼んみゃいと、現に役場職員がそう言われたそうです。本当なのかと行って、そこまで行って尋ねてみました。おいは言うたとち、おまえだあ、税理士からぜんをもらちよらせんかよち。おみゃそこずい言うたとや。したこんなら、そこで言いましたと。じゃがなと、大体さっき言うたように、役場は町民サービスの場ですよ。これが到底高齢者にできるはずがありませんよ。これを自分で作成しとかなければ入場はできませんとはっきり言われたそうです、その方もそう言われました。そこら辺は町長どう思われますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それ、私もちょっと聞きまして、耳に入りまして、何ということをやったのかと思ひまして、そいじゃ何もならんがねと。やっぱり住民福祉向上を言ってるのに、何でそういう突っぱねることをやるのかと。あえて記帳コーナーもありましたので、そういうことは言わないで、その住民の方々に寄り添って、こうしてつくるんですよという、手ほどきを指導せんかと。そうすることによって農家さんも井ぶり勘定じゃなくして、こうすれば、もうけも見えてきますよという、そういう利便性も教えてやれということで、それは改善させまして、その後はうまくいったんですけど、最初はそういう苦情がございまして、その点は直させていただいております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

最後、来年もこういうことをするんですか。本人が作成してこなければ税務課ではしてくれないよと、税理士に頼んみゃいよち、5万円も払えば税理士がしてくれるってと、こういうことを来年もされるのか、されないのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

その点はちゃんと修正させますので、物の言い方だろうと思うんですよ。書いてくださいと、さっき言いました、また7か所ですけれども、記帳コーナーをちゃんと設けさせていただきますので、その点はちゃんと指導じゃなくて、教えてやれという、こうして月別ずつ分けて、伝票を分けてくださいということでやらせますので、それはもう。税務課長にそのことをまた答弁させますから。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（西 田）

お答えします。

事業所得が発生する業務を行う方は、全て帳簿を備えつけ、収入金額や必要経費に関することを記帳し、その帳簿や書類の保存が義務づけられております。しかしながら、従来は申告会場での混雑を避けるため、書類作成の大部分を職員が行った例もございました。本来業務として申告に関する書類の作成は、税理士以外は行えないこととなっておりますが、2月1日から3月31日の申告期間に限り、国税局長からの許可を受け、税務課職員においても書類の作成や税務相談を行うことは可能となっております。ただし、申告期間は短いこと、税務署による税務調査が行われた場合、税務課職員の立会いと責任追及ができないことから原則申告者本人が書類作成を行い、不明な点や誤りがあった場合、職員は事業内容に応じた適切な助言を行うことと税務署からの指導を受けているところでございます。

お尋ねの高齢者に対する支援でございますが、高齢者に対する負担軽減と税務署からの指導も考慮し、領収書の仕分けやその合計の算出など基本的なことを事前にしていただくことで、農業計算書や収支内訳書の作成については、できる限り支援を行ってまいりたいと考えております。

また、来年度は夜間申告相談を予定しておりますので、事前に御相談いただければその中で十分サポートはできるかと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今の課長の話では、税務署の調査が入った場合に、役場職員は対応はできないよと、個人でしなさいよと、それは分かります。でも、こんなことを言っちゃ悪いんですけど

ど、税務署の調査が入るような大がかりな農家はほとんど税理士にお願いしているわけですよ。うちらも、ここに同僚議員がいますけど、そこにちゃんとお願いしております。税務調査が入ったおかげですね。だからそれはめったにないと思いますから、ぜひこのような公文を出さずに丁寧に教えてやって住民サービスを実施していただきたいと思います。これを要請して私の一般質問は終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後0時09分



再 開 午後1時00分

副議長（西 園）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長が一般質問を行いますので、副議長の西園が議事を進行します。

一般質問を続けます。

次に、10番 田之畑稔議員の発言を許します。

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

それでは、一般質問を行います。

私は、さきに通告をいたしました二つの質問事項について、町長にお尋ねをいたします。私の質問は、町長の政策的な考えを問うものでありますから、町長が自ら誠意をもって答弁されるよう申し入れておきます。

まず、本町の園芸振興会の皆さんが大変心配しておられるピーマン、キュウリの選果場新築に対する町長の対応についてお尋ねをいたします。

町長も十分御承知のとおり、先般、鹿児島きもつき農業協同組合から東串良のピーマン、キュウリの両選果場は、設備の老朽化が進み、選果場についても選果能力不足や度重なる故障等により、部品確保も困難な状況であることから東串良選果場の新築工事に助成を求める陳情があり、議会は願意は妥当であるとして、これを採択し、その旨を町長に送っております。しかし、町長は同じ鹿児島肝属農業協同組合から町長に対して提出された同趣旨内容の陳情に対して、長年にわたり鹿児島ブランドとして出荷されてきたピーマン、キュウリは、畜産、水稻と並ぶ本町の基幹作物であり、その選果場については重要な基幹的インフラであります。現在の選果場については、今般、老朽化により部品調達に支障が生じ、選果能力が不足している現状は早期に解決すべき課題であると認識しており、新築工事の必要性は十分に理解できるところでありますと、このように現状認識して新築の必要性には理解を示しております。しかしながら、一方で、新築工事にかかる財源を国庫補助事業に加え、本町を含む1市2町

からの高額な助成金により賄うことを想定されておりますが、本町の助成金についてはあくまで一助であり限度があることから貴組合の御要望にお応えすることは極めて困難でありますと回答して、その助成金の上限を2,000万円と示しております。

また町長は、選果場は、JAきもつきの財産であり、貴組合の資金力に基づき実現可能な範囲で整備することが原則だと考えます。さらにまた、内部留保もなく市町の助成金及び生産者の手数料値上げがなければ建設できないということでは事業の妥当性、計画性を問われることになりません。関連団体、経済連等への助成のさらなる要望、また貴組合の加入など財源確保のための自主努力について、御検討方よろしくお願いいたしますと、このようにしておるわけであります。

私は、この町長の選果場新築に対するこの町長の対応については非常に失望を感じております。本町において、選果場がいかに重要な施設であるのか。本町の農業振興、園芸振興において、また町民の雇用産業としていかに大切なものであるかということと言うまでもないことであります。私はこのことについて、本町の将来に大きな禍根を残さないためにあえて町長にお尋ねをいたします。

まず、町長、あなたは選果場の現状を早期に解決すべき課題として新築工事の必要性は十分理解すると言っておられるわけでありますけれども、この課題に対して町長は、どのような対応をしたのか、町長自らどのようにこの問題に動いたのか。本町に建設する選果場であることを踏まえて、町の園芸振興会、あるいは農協、その他の団体と協議をしたのか、まずお尋ねをいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ピーマン、キュウリの選果場新築工事につきましては、本年3月の一般質問でもお答えしましたとおり、平成28年頃から当該組合の中で検討が始まり、昨年7月には、当該組合の園芸部署を事務局としたプロジェクト会議が設置され、これまで町としても全2回の会議に出席しております。本年5月26日に開催されました当該組合の通常総代会資料によりますと、新築に関わる事業費が27億5,500万円となっており、国庫補助50%のみを想定した案と、国庫補助50%と市町村助成25%を合わせた75%補助を想定した案の二つの参考案が示されたようでございますが、また、本年3月30日、当該組合に対し、文書で照会した結果によれば、本町からの補助金は最大4億3,000万円程度を想定しているとのことでした。今回の選果場新築工事に当たっては、当該組合が事業主体となり、国庫補助事業を活用する計画があります。町の負担については、制度上の根拠もないことから、町民からの税金を使って多額の補助を使うには透明性の確保や、説明責任が強く要求されることとなります。当該組合以外の生産者とのバランスや農業以外の分野とのバランス、また過去の社会福祉施設への補助金実績を考慮し、公平性、公共性、収益性の公平形成の観点

から東串良町農林漁業振興支援補助の規定によりまして、2,000万円を上限とする旨、本年4月7日付で回答をさせていただきました。議員が言われますように、当該組合の選果場はブランド産地の重要なインフラであることは間違いないと考えておりますので、今後の選果出荷体制に支障が生じないよう可能な範囲で支援をしてまいり所存でございます。

しかし、今回の新築工事については、当該組合の手続に多くの不備が見られます。まず町振興会の会員に対して、建替えに伴う選果手数料の増額案が示されているのか。生産者が今回の計画に関して具体的な内容を把握した上で合意しているのか判断できない状況でございます。

また、本町を含む関係市町の補助金に関する詳細な協議ができていないことに加え、必要な額の補助金が見込めない場合、代わりとなる財源を確保できるのか分からない状況であること、さらにはこのような財源の前提が定まらない状況で、建屋と機械を含めた施設の開業時期を令和6年10月に設定していることも柔軟に協議を進める上での障害になっていると思われます。先月開催されました当該組合の通常総代会におきましてもそのような前提が定まらない状況で、土地造成予算の議案が可決されるなど、今回の新築工事に対する当該組合の一連の手続には大きな疑問を感じているところでございます。今後の協議に当たっては、建屋と機械の同時更新の必要性や財源の明確化など事業のベースとなる部分を明確にし、持続可能な出荷体制の維持について現実的な解決策を見出していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

今、町長からる述べられましたけれども、私が町長に質問したのは、町長自らが農協との協議をしたかということを知っているわけですね。そのことについてはしてはいない。ただプロジェクトをつくって、職員が出て会議をしてきたということでしょう。あなたが自ら農協に出向いて農協の組合長やら会議をしましたか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

私が出向いていく、私が事業主体ではございませんので、事業主体である農協組合長が出てきて説明すべきではないかと思えます。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

あのね、町長、この選果場というのは東串良にあって、そして東串良にまた新たなものを建て替えようという事業ですよ。この選果場が東串良にあるということはということですか。東串良のピーマン農家、生産農家を中心となって、そしてここを一つの拠点として東串良の園芸のまち、ピーマンのまちとして名声をはせてきているんですよ。そのまちのあなたは町長なんだから、このまちがこれを建て替えるというのであるならば自らが農協に出向いて行って、農協がどういう計画を立てているのかと。どういう規模で建てるのか、その財源対策はどうするのかと。自ら出向いて行ってやるぐらいの気概がなければ、何も言うてこないから、農協が何も言うてこんじゃないかと。そんなもんじゃないですよ。あなたが東串良の町長としてこの選果場がどれだけ大事なもののなのか、その認識があなたの話を聞いてれば、全て何か農協が悪いとかね。私は今日、あまり言いたくないことだったんだけど、議会は3月議会において陳情を採択しましたよ。願意は妥当であると。そのことを町に送りましたよ。あなたは議会がこれを願意は妥当だとして採択したものをあなたは助成はできないと、多額の助成はできないと行って回答しているんですよ、4月にね。これは1市2町で対応しようということをお願いをされているんですよ。まだ肝付町も鹿屋市も4月に選挙があって、議会も何も対応ができていないんですよ。その中でも早く4月にあなたが、これを高額な助成はできませんと、上限は2,000万円ですと、こういう回答をしたということはほかのまちにとっても建設する場所の東串良ができないというのであれば、我々はどうすればいいですかと。私はあえて言いますけどね、この件ね、鹿屋市の市長と話をしたんですよ。そうしたら鹿屋の市長が言うには、東串良につくるんだから、東串良の町長が率先して、先頭に立ってこれをやらなければどうするのかと。我々は東串良にできる選果場に協力をさせてもらうんだと、生産者の品物を東串良で選果してもらい、我々はお願ひする立場だと。だから我々が動くわけにはいかんじゃないかと、こういう話もありましたよ。あなたに後で言いますけどね。だからね、例えば2,000万円という話が出ました。この2,000万円というのは、これは何なんですか、何で決まっているんですか。この前の話では、要綱だと言ってましたね。答弁願ひします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

私は何も出さないとは言っていないんです。出しますよ。それは2,000万円ですけど。今、要綱をおっしゃいましたけれども、これは東串良町農林漁業振興支援補助金交付要綱の規定によるお金でございます。



副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

あのね、町長ね、それを今一つの要綱としてそういうものを決めておられるのも分かるんだけど、要綱というのは、法的な根拠はないんですよ。規則でもないんですよ。それはあなた方が執行部の中で行政を進める中で内部的な一つの基準として、こういうふうにしましょうということを決めているだけであってね、これは法律ですか。法律なんですか。もう言ったってしょうがないけどね、法律じゃないんですよ。だから、これは一つの内部規定なんだから、そのことを盾にして2,000万円しか出せませんよというのは、事の問題が違うじゃないですか。この選果場問題というのは、ある意味では大げさかもしれないけれども、このまちの存亡に関わるようなものですよ。これがもし選果場ができなかったら、町内の園芸農家はどうなるわけですか。東串良のこれまでピーマンのまちだと言って進めてきた、これはどこに行くわけですか。だから何が何でもこれはつくらないかんわけですよ。問題は、それをつくるための方策をどうするかというのをば町長が考えなくちゃいけないんです、執行部が。そのことを何もしないでね、ただ、2,000万円しか出せませんよと、農協の対応が悪い、どこの対応が悪い。対応悪いとかいうそういう次元の問題じゃない。悪いところは悪いように指摘をして直させんないかんわけですよ。だから、この選果場問題は今東串良町長の宮原町長が先頭に立って、あなたがかねて言うトップリーダーとしての役割を果たさなならん問題ですよ。そこを私はあなたに今日言いたいんですよ。私は、先般、森山代議士にも会いました。森山先生に東串良の選果場問題はこういう状況ですち言ったら、森山先生は開口一番何と言いやったか、東串良は、ぜんないじゃないですかと。開口一番そう言われましたよ。誰もがそう思っている。東串良の今の財政状況からすればそれぐらいのお金は出せないはずはないと。だけど出す側からすれば、少しでも一般財源を少なくして対応したいということは当然なんだから、だからその一般財源を少なくするための対応をどういうふうにするかということはあなた方の知恵なんですよ。そこで、森山先生が私のほうで、これまでのいろんな先例地やら、いろんな制度をば研究してみますと、こういうふうに言ってもらった。さっき言ったように鹿屋の市長は、東串良が中心となって進めなくちゃならんじゃないですかと、こう言ってた。だから例えば今言われるような4億もの高額のお金を一般財源を出せと言われれば、なかなか町長としても大変だと。それならば、町が負担すべき、例えば4億円なら4億円の財源について、これを東串良が国のいろんな野菜の指定も受けている。それから奨励の方法もある。場合によっては特別交付税をこういう事態だから大隅半島の一つの園芸振興の拠点になるところだから、これに対する対応を県も考えてくれないとか、様々な対応を国やら県にもして見て、その中で自主的に東串良の一般財源をなるべく少なくしようという、そういうことが何も見えないじゃないですか。ただ、農協がすることは勝手だ、農協が悪い、農協が何も言ってこない、そんな次元の問題じゃないですよ、これは。東串良の園芸の歴史を考えてみてください

い。私も長いこと議員させてもらっていますけどね、本町のピーマンの歴史というか、歩みというのは、昭和40年代に、当時の北園京さんがピーマンを奨励されて、その後、歴代の町長が一生懸命、この園芸の振興を図ってきたんです。そして今日ピーマンのまち東串良として名声をはせるようになりました。そして、ピーマンは昭和51年に国の野菜指定産地に指定されました。平成元年に生産者の集出荷向上のために選果場が新設されたんですね。それから三十三、四年たっているわけですよ。だから老朽化してきています。そして平成4年に鹿児島ブランド産地に指定され、平成16年にはかごしまの農林水産物認証制度の第1号の認定を受けると。輝かしいこの東串良ピーマンの実績をつくってきているわけですよ。キュウリも一緒ですよ。キュウリにしても昭和41年に国の野菜指定産地に指定されました。それで平成7年にはキュウリの共同選果場も新設された。17年にはエコ農産物の認証を取得した。要するに平成20年には東串良のキュウリが鹿児島ブランド産地に指定された。こういう東串良のキュウリ、ピーマン、これが東串良の売りであって、この前ののど自慢でも全国にピーマンのまち東串良と発信しているわけですよ。私どもは、議会でこの市場の調査を行いましたよね。町長も何回も行っておられると思う。メインは関西ですけど、あれは名古屋とか関東にも相当な東串良のピーマン、キュウリが出ている。その中で市場でいつも言われることは、東串良のピーマンは品物が非常にいいと。だけど、もうちょっと量があればというのが一番の要請よね。そういう意味で、この選果場を何としてもこれをつくり上げると。宮原町長の手で東串良の選果場ができたという実績をあなたは町長としてこれをやるべきなんですよ。財源の問題は財源の問題として、森山先生やら、あるいは地元の県会議員やら、場合によってはあなた自身が知事のところにも相談に行って、東串良にあれだけの選果場をつくる、これだけのやる事業であるから、特別なものとして何らかの財源的な対応をしてくれないかと。できないはずはないと思いますよ。だからそういうことをやってくれと、町民のために、東串良のために、それをやるのがあなたの仕事だと、私はこう思っているんですが、あなたの考えを聞かせていただきたい。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

私もここにいらっしゃる理事さんとかいらっしゃいますが、こういう方々とともに販促の活動はさせていただいております。それと振興会員の方々の市場をまた販促で回らせていただいております。私自身は、行政という、税金を扱っている中ですので、どうしてもそういう枠からなかなかみ出せない面もあるんですよ。ですから、私は、前、どっ菜市场をつくる前に選果場を先に見られたんですよ。そうしたらその当時、組合長が約20億円はかかっとうなちおっしゃった。そしたら、理事さんのほうから、いや、町長、選果場をじゃねっせえな、どっ菜市场が先じゃったと言われた。そのとき私が組合長に言った言葉が、組合長、選果場をつくるならつくるなりの手数料を積

み上げてくださいと。前聞きましたところ、市場手数料は若干安いそうです、ここの振興会は。私は酪農組合の理事をしております、今、入荷が安いです。けれども手数料は1キロ2円50銭出しております。2円50銭なんですよ。だから、手数料が安いからといばるもんじゃない。逆に積み立てていけないかん。30年もたっているのに何で積み立てられなかったんですかというのを私は問いたい。

それとJAのほうから総会資料も頂きました。総会資料を見ると県経済連のほうに外部出資ですけども、7億2,500万円積み立ててあります。あれは母体である経済連が動くべきなんですよ。私が言うのはおかしいんですけども、経済連で借り受けをして本当にJAに貸し付けるべきなんですよ。ハウスをつくるとき、皆経済連を通してでないと手続ができないですよ、今。飼料もそうですよ。全部経済連通ですよ。経済連は手数料を取ってますから、取ってるから言えるんじゃないかなと思っております。そのこともまた考えていただきたいと思っております。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

まあ町長ね、あなたが農協に対する不満、そういうものは当然分かるんだけど、だからこそ、農協とあなた自身が出席をして、その協議の場で農協に対して改善させるべきものを農協に改善していただきたいものを、そういう場をつくってないから、土俵外で今このことを言ってるわけですよ。だから、早いうちに農協と協議をして計画の内容、計画そのものをどの程度の規模のものをやって、どういう内容であって、それに対する財源の措置についてはどうなのか、そういうことはあなた自身が直接農協と協議をして、そして場合によっては鹿屋の市長やら肝付の町長ともあなた自身が率先して話を持ちかけて全体の協力をいただくような役割をしなくちゃいけないんですよ。だから農協が例えば、手数料の問題についても組合員もこの東串良に選果場をつくるためには我が身も削らないかんわけですよ。だから手数料も上げなくちゃいけない。手数料を上げてまでもこれを選果場につくってもらわないかんというのが今の実態ではないですか。東串良のピーマン農家、あるいはキュウリ農家、この世帯数を考えてごらんなさい。それにまつわる家族、またそこで働く人、東串良の一番のもとですよ。産業は人が生きていくために生活をする。その人たちが東串良におってくれないといけないわけですよ。ほかのこととは少し違うんですよ。そりゃ町民は一律にそれぞれに見なくちゃいけないわけだけど、しかし産業を育成するというのは、このまちの基本じゃないですか。そのために必要な金というのは出せばいいですよ。たとえ4億円であってもこれを30年、35年、40年で置き換えれば年間1,000万円程度になりますよ、考えようによってはね。だからそのことが東串良にとってどれだけの利益をもたらすのか。どれだけの町民がこれで生活をしていけるのか。ピーマンが今年間、東串良のもので20億円ぐらい生産高を上げる、キュウリだって10億から上げると。これだけのものが東串良にあるんですよ。鹿児島県がもとよりも全

国に誇れるピーマンのまち東串良なんだから。そこのトップである宮原町長は、これを何が何でもやり遂げると、つくらすんだと。私はこう言いましたよ。私がもし町長だったら、農協がそんなに当てにならんのなら町でつくるよと。町でやる過疎計画に乗っけてやれば、半分は国庫補助、半分は地方交付税措置があるよ、7割があるよと、残りの3割払えと。そうしたらあとは、つくったものは農協さんのほうに委託するから農協も金を出せと。鹿屋市も出してくれ、肝付も出してくれるとすれば、東串良の出し分は少なくて済むんじゃないかと。だけどそれは事業主体が東串良であればとの話だよと、こういう話までしましたよ。だから知恵は出せばいろいろあるかもしれない。だから今、農協はこれを主体としてやっているんだから、農協が主体としてやっている中で東串良がこれにどのような形で財源の助成をして、その市町が補助する財源をどういう方法で少なくしていけるのかと、実績でね。そのことにみんなで知恵を出して取り組もうじゃないかと。議会でもそうですよ。議会もこの前、できるなら、この問題について特別委員会でもつくって、そして先例地やら、そういうところも調査をして、どういう方法でこれに対応すれば町の財源の持ち出しが少なくて済むのかと。そういうことも取り組むべきじゃないかということもあったんだけど、この前は、ただ陳情書を採択すると、それだけで終わってしまったんですよ。だけど本当ならば、執行部も議会も一緒になってこの選果場問題に取り組んで一緒になって各方面への働きかけも行っ、そして宮原町長の手でこの選果場をぜひ建設していただきたい。それについての例えば計画をとにかく町長はまず農協とよく話し合ってくださいよ。農協と話し合っ、何といっても東串良につくるんだから。東串良につくってもらわんと困るわけですよ。だから組合長なりともよく話し合っ、そしてあなたが意に沿わないところはちゃんと農協にも伝えて、改善させるべきは改善させて、そしてよりよいこの選果場を東串良につくっていただきたい。その決意を町長に再度聞きたいと思います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

今、議長おっしゃったように、声をちょっと上げて、鹿屋市長、肝付町長とも語ってみてですね、それとJAにもちょっと組合長にも足を運んでもらうようにいたしますので、このことは組合にぜひ職員も来ておりますので、言っていただきたいと思いますので、

以上です。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

今、町長からそういう前向きな話がありましたので、ぜひともこれをやっていただきたい。宮原町長の手でこの選果場をぜひ実現してください。それはあなたの実績ですよ。

それと併せてもう1点なんですけれども、このピーマン、キュウリ農家の一本化ということについてお尋ねをしますけれども、非常に複雑な問題もあらうと思いますし、長年の課題でもあらうかと思うんです。私もいろいろな方々に意見、考え方も聞いてみたこともあるんですけれども、要するに今のこの共販の方々、個販の方々、個販の方々も数的にもかなりの方がいらっしゃるわけですね。だからそういう方々が今までには、その方々がいろんな組合をつくったりもしておったんですけれども、最近ではそれもなくなっているようなんですけれども。今の共販の方々の生産額、あるいは個販の方々の生産額、そういうものを合わせれば、これは大変な力になると思うんですよ。先ほど関西、関東、名古屋、市場等の話もしましたが、何せ東串良のピーマン、キュウリは品物は非常にいいんだが数量が足りない。もっと数があればもっと有利にこれが販売できるんだがという声はこれはみんなが聞いていることです。だから過去もいろいろなしがらみがあって、私が聞いた話では、これは要するに個人の方々、これはやはり昔からの政治的な感情によるそういうしがらみが続いているところはあるんだよと。だけど、いまやそういう時代じゃないじゃないかと。それは昔のことであって、これを一本化を図るについて誰が音頭を取るか。どこがどういうふうにして、まとめにかかるかということだ。やはりもういまや行政がそういう方向で話を進めてもらいたいし、首長に総合調整権というものもあるんだから、だから今の共販の方々、あるいは個販の方々、それぞれの言い分もあらう、それぞれにプラスもあればマイナスもあるだろう。それをどのように調整して一本化していくか。また一本化することによって町にどのようなメリットがあるのか。農家にとってどのようなメリットがあるのか。そういうことがよく考えて、それでなるべくそういう取組をしてもらうように町長に進言をしたいんですが、町長のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、町内のピーマン生産者においては約9割、キュウリ生産者においては約5割の方が町園芸振興会加入による共同選果を行っている状況でございます。町園芸振興会加入促進による出荷体制の一本化は共同出荷量の増加による有利販売の強化、選果、箱詰め、輸送作業等の効率化、農業生産の維持発展に寄与する方法の一つであると考えられます。

しかしながら一方では、農業経営や経営者の自由意思のもとに行われており、経費削減を図りつつ市場出荷や地元商店への直販、契約やネット販売など多種多様な出荷

販売が行えることも農業の魅力の一つでもございますので、行政から強制することは難しいものと考えております。園芸振興会の一本化については、個販の農業者自体が園芸振興会への加入を選択するような体制づくりが重要であると考えております。ＪＡ及び園芸振興会の運営においては、激しく変化する社会情勢に対応し、有利販売を維持、発展するために農業法人の加入を初めとした創意工夫と柔軟な組織運営を求めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、新規就農者や相談のあった農業者に対しましては、町園芸振興会への紹介をさせていただき、各農業者自身にとってよりよい選択ができるように支援を行っておりますので、またスマート農業になりますが、収穫ロボットや環境整合等の先端技術の普及推進にも努めているところでございます。今後におきましても本町園芸の持続的発展のため、園芸振興会、個販生産者の皆様と一体となって農政に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

副議長（西 園）

１０番 田之畑議員。

１０番（田之畑）

この一本化についても町長何も町が強制的にこれをやれと言ってるわけじゃないんですよ。それは強制的にできることでもないわけだから。だからなるべくそういう方向で、指導というか、助言というか、働きかけができるものならば、そういう方向で、誰かがそういうまとめる方向を示さないと、それは今、町長が言うように、今の振興会なら振興会が自分でやればいいじゃないかというようなそういうことじゃないと思うんですね。もちろん振興会もせなならんけど。あなたが例えば町のピーマンなんかの販売促進のときには、振興会のところで盛んに一生懸命トップセールスでやるわけだから、だからなるべくならそういう方向で努力して、それは一長一短できることではないかもしれないけど、やはり行く行くはそういう形になることが東串良のためになるんじゃないかと、広い意味でそういう働きかけを一つ考えてやっていくべきではないかということを申し上げているわけです。

ですので、すべからく今の現状は、東串良の農業というものが今後どういうふうになっていくのか。町長がどのようなまちづくりをしたいのか。農業というのは、先ほどほかの議員からも農業に対するいろんな質問がありましたけれども、大きな転機を迎えるだろうと思っているんですね。だからそういう例えば３年先、５年先を見越した本町の農業の在り方というものを考えたときに、私はこの選果場というものだけはどうしても外せない問題だと。これがなかったら東串良の園芸は終わりだよと。だから幾分か多額だと言われるけれども、金がかかったにしても、やはりやるべきところはやらないかと。それが政治だよと。だからそういう意味で宮原町長の英断を期待して私の質問を終わりたいと思います。終わります。

副議長（西 園）

議長の一般質問が終わりましたので、議長と交代いたします。  
暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 9 分



再 開 午後 1 時 4 0 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
2 番 児玉勇治議員の発言を許します。  
2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、2 点質問をさせていただきます。  
まず 1 点目は、介護施設の水害対策についてであります。  
介護施設の場合は、消防法や消防施行令により、年 2 回の消防訓練が義務化され、各施設は避難、通報、初期消火の訓練を行っていると思います。また、消防署、消防団、そして役場を含めた夜間の消防訓練を行っている施設もあります。これらのことから火災に対する備えは十分だと思うのですが、こちらに対して私も心配していないのですが、2 年ほど前に鹿屋市で発生した線状降水帯による長時間の豪雨により鹿屋市の新川町などは水浸しになりました。この線状降水帯が本町に長時間停滞した場合、本町の介護施設の何か所が被害に陥る可能性があるかもしれません。私はこのことをすごく心配しているのですが、今まで水害に対して施設側と町と合同訓練があったかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町ではおおむね毎年 1 1 月の第 2 土曜日に南海トラフ大地震による大規模災害を想定した津波避難訓練を実施しております。また、4 年に一度、肝付町を初めとする関係機関と連携し、肝属川の洪水災害を想定した総合防災訓練を実施しております。これらの訓練では介護施設を含めた福祉施設に対して訓練参加の呼びかけなどを行っていますが、施設の都合や施設独自の訓練を行っている場合などもあるため、全ての福祉施設と訓練を行ったとは言えない状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長からおおむねの訓練は聞いたんですけれども、施設側には水防に対する義務はないのですが、独自に対策を考えている施設もあります。例えば、水没の危険があった場合、隣接する場所が1メートルぐらい高台になっているところがあるんですよ。そちらのほうに入所者を避難させるという考えです、これはですね。しかし、施設もある地元分団がこれを知らないことには、どこに出向かえばいいのか分かりません。もちろん水量を考えてみると、東部消防署からの援助は無理です。このことを考えると、町施設、消防団との合同訓練が重要となってくると思います。もし施設側から訓練に対して相談があった場合、どのような対処をされるかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

福祉施設から訓練の要請があれば、必要に応じて本町消防団を初め、東部消防署や肝付警察署などの関係機関の協力を得ながら関係資機材を含め職員の派遣など対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

本町には、6つの施設のうち、堤防決壊で2つの施設、線状降水帯で1つの施設の水害が心配されます。ほかの3施設も水害がないとは言えませんが、比較的高台にあるのでその点は安心しているところです。水害に対してただいま消防団や町、それぞれを含めた訓練をと言われたんですけれども、この訓練はぜひ実施していただきたいと思います。併せてこの介護施設に対しての水害をどのように考えているか、町長に再度聞きたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）



お答えします。

介護施設においては、避難計画の策定や毎年1回以上の避難訓練の実施が義務づけられておりますが、災害が深夜帯に発生した場合など限られた職員での利用の安全確保を行う必要があります、災害対応に対する不安を抱えていると思われます。しかしながら災害発生時、行政が行う公助には限界があり、町の職員や消防団員等の人員を介護施設に当てることは難しいと思われます。このため、自分たちの命は自分たちで守るという考えの下、自主防災組織や民間企業も含めた地域住民が協力し合う体制が必要であり、住民の防災意識の向上を図り、地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、訓練要請があった場合は対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

もうすぐ梅雨に入ります。肝属川や串良川の氾濫がないことを願っているんですが、ただいま町長も言われたとおり、施設には50人余りの入居者がいる施設もあります。これだけの人を避難させることは大変だと思います。しかし、万が一を考えて、最悪の事態を想定した訓練が1人でも多くの人の命を救うことを念頭に介護施設の水害対策に携わっていかれたらいいと思いますので、ぜひこのことを、今町長の言われたことを頭に自分たちの命は自分たちで守るというのを念頭にしましてやっていっていただきたいと思います。

続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

次は、森林環境譲与税と森林環境税についてであります。

森林整備や木材利用の促進、そして気候変動対策の一環として、森林環境譲与税が平成31年度から配分されたと思うのですが、その金額は幾らか。また本町は、どれくらいの森林を保有しているかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

初めに、森林環境税の目的でございますが、ただいま議員がおっしゃったとおり、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を令和6年度から1,000円を住民税に上乗せし、徴収させていただくものでございます。国に納められた森林環境税は、私有林・人工林面積、林業就業者数及び人口

## 会 議 の 経 過

に基づき各市町村に案分され、町に森林環境譲与税として譲与されますが、主に森林整備及びその促進に関する費用となるところでございます。本町への譲与額でございますが、令和元年度に３６万２，０００円、令和２年度に７７万２，０００円、令和３年度に７３万６，０００円の譲与を受けております。ちなみに譲与額の試算では令和４年度、５年度は９９万９，０００円、令和６年度以降は１２２万６，０００円を見込んでいるところでございます。

次に、本町の森林面積でございますが、町の総土地面積２，７７８ヘクタールのうち、森林面積は３５３ヘクタールで、総土地面積の１３％を占めております。また森林面積のうち、民有林は１８３ヘクタールで森林面積の５１％以上を占めております。そのうち、杉、ヒノキを主体とした人工林面積は７０ヘクタールで、人工林率３８％となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 児玉議員。

２ 番（児 玉）

ただいま町長のほうから面積等を言われたんですが、この貴重な森林に対して定期的に枝払いや草払いが行われているかちょっと尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原地区の松林の国有林、県有林、町有林については、全体で約１７０ヘクタールでございますが、防風林という制限もありますので、各関係機関において、できる範囲内で適正に管理を行っているところでございます。残り約１８３ヘクタールの民有林については、町内各地に分散しておりますが、管理は所有者の責任となるところでございます。しかしながら近年、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出、崩落防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性がますます高まってきておりますので、町といたしましても適切な森林の管理を積極的に推進していくことが重要だと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

２番 児玉議員。

２ 番（児 玉）

非常に大切な財源なので、適切な管理を希望します。

この税には多くの自治体が適切な人を見出せなくて、基金の積立てが多いようですが、本町はどのようになっているのか。そして今後この基金を活用して建築物等への使用計画があるかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

本町の森林面積や譲与税額は他市町村と比較すると小規模でございます。本町におきましては、毎年業務執行残を基金に積み立てておりますが、これまでの3年間で基金残高は51万7,800円でございます。令和2年度から森林経営管理制度業務にて、林業の成長産業化と森林の適切な管理のため、町内の対象となる森林の意向調査を毎年実施しているところでございます。木材を活用した建築物などの計画については、現在のところ、予算的余裕もないことから計画もございませんが、今後小学校、中学校の子供たちを対象に、かごしま材を使った木育など、木材の普及、啓発のために効果のある事業を検討していきたいと考えているところでございます。なお、かごしま材を使って家を建てた場合、要件がございますが、最大で4万9,500円交付させていただく森林炭素マイレージ交付金制度も令和2年度から開始しておりますので、地球温暖化防止対策に対する認識を深めてもらうとともに環境に優しいかごしま材の利用促進にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

木材は環境に優しいということで私たち議員も研修で木材を使用した建築物を見学した経緯があります。このことから建築物に多くの木材が使用となった場合は、執行部とのしっかりした連携が取れればと思っているところです。

また、都道府県では、配分された金額の支出に市町村職員の研修やアドバイザー派遣に充当したところもあるようですが、本町にこのような計画はないか伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

先ほども申し述べましたが、本町の森林面積や譲与税額は他市町村と比較すると小規模であります。本町には大きな山林もないことで林業における現状や確保できる譲与税の面からも専従のアドバイザーを配置する計画はございません。職員の研修や派遣アドバイザーについては今後専門的知識が必要な事業を行う場合は、譲与税を活用させていただき、人材の育成、確保に努めてまいる所存でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

質問の最後になりますが、令和6年度から森林環境税として、先ほど一番冒頭で町長が言われたとおり、個人住民税に1人当たり1,000円が課税されるとありますが、このことに対して国から仕組みや徴収方法等の説明があったかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

このことについては税務課長をもって答弁させます。

議 長（田之畑）

税務課長。

税務課長（西 田）

お答えいたします。

お尋ねのとおり、森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税でございます。その徴収方法につきましては、平成31年4月の総務大臣通知によりまして、市町村において個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が課税されることとなります。市町村は森林環境税の納付があった場合、納入のあった月の翌月10日までに県へ払い込みます。県は市町村から森林環境税の払い込みがあった場合は払い込みのあった月の翌月末までに国に払い込むことになっております。なお、現在東日本大震災を踏まえた防災費用の確保として住民税の均等割が1,000円引き上げておりますが、令和5年度に終了する予定ですので、実質的な住民税の負担は変わらないことを申し添えいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

この森林環境税は、森林面積だけではなく、人口が多く、森林、自然に乏しい都市部が優遇され、人口が少ない森林保有の多い自治体にとっては不利な配分方式のように思います。広い森林を抱え、制限の必要が強まる地域からはもっと山のある自治体への配分を増やしてほしいと要求も出ていると聞きます。まだまだいろいろと取り組むべきことや勉強することが多いと思いますので、共に学んでいけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

しばらく休憩します。

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 休     | 憩 | 午後1時59分 |
| <hr/> |   |         |
| 再     | 開 | 午後2時09分 |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番 小川香織議員の発言を許します。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

通告に従いまして、4件の質問をいたします。

まず初めに、本町におけるユニバーサルデザインの取組について町長にお聞きいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町は、現在、ユニバーサルデザインに伴う関係規程の整備や公共施設のまちづくりの指針等は策定しておりません。しかし、補修、新設を含む施設整備を実施する際、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備はもちろんのこと、全ての人に使いやすい、利用しやすい公平性は特に気をつけています。今後も施設新設時や改修時にはその都度検討を行い、構造上可能な範囲でユニバーサルデザインを取り入れていきたいと思っています。

また、既存の公共施設についても必要であれば、バリアフリー化等の対応も考えて

いきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私は、これまで質問や委員会を通じて本町における公共施設の在り方について、質疑、提案をさせていただきました。これは全ての住民が活用しやすい施設の在り方を協議、検討することは町民の税金を使用し、建設していく上で最優先事項だと考えるからです。また、多様化していく社会での共生を考える上でも重要であると思います。

国におかれまして、平成6年、高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建設物の建築の促進に関する法律が施行され、平成14年には一定の建設物のバリアフリー基準への適合が義務化されています。本町におかれましても建設物の建築においては、このバリアフリー基準を十分に満たした建築がなされてきていると思いますが、この私の認識でお間違いないか、まず町長にお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町の具体的取組については、平成29年度にコミュニティ広場に設置いたしました遊具については、設計・選定の段階からユニバーサルデザインに配慮したものとなっております。いろんな体づくりの遊具になっておりまして、今はまだ解説図があるだろうと思っておりますけれども。令和元年度に整備いたしましたコミュニティ広場、そしてトイレ新築工事、柏原海岸のトイレ改修工事も子連れや身障者に配慮したものでございます。また、以前より上園議員から要望のありました庁舎の1階、2階、総合体育館、町民運動場についても昨年度、多目的等のトイレにベビーベッドを設置したところでございます。これは男性が子守りのとき、おむつ替えを心配されるということで、おむつ替え用のベビーベッドなんですけれども、それを設置させていただきました。現在においては公共施設においてはほぼ設置済みでございます。以上が公共施設に対するデザインでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

では、その考え方、基準に関しまして、予算によって変更されることがあるのか。またこれまで予算により変更されたということがあったのか、併せてお尋ねいたしま

す。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

確かに予算あつての事業でありますので、その辺については御理解いただいて、予算の許す範囲で、いわゆる町長が先ほど言いました一つの例を取りますと、トイレにベビーベッドを設置したということで予算の進行状況を見まして、今年度設置したということもございまして、基本的には予算あつての事業だというふうに理解していただいて、もちろん予算編成をする中では、また皆様方に説明し、このような事業をやっていきたいということで必要があれば説明もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これまでの本会議を含まない質疑においても類似する答弁を頂いておりますが、令和4年3月に行われた第1回定例会議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算における私の質疑において、新しい施設の整備において誰もが不自由なく、快適に利用できるユニバーサルデザイン化を検討していただけないかという問いに対し、町長より可能な限り取り入れたいと思っているという答弁と、構造上の問題や予算等によりできないものがあることも考えられますという答弁を頂きました。今も同じような答弁を頂いたと思います。既存する施設においての構造上の問題により全てを取り入れることが困難であるということの説明については理解できます。しかし、予算等による理由でできないものがあるという答弁には納得できず、附帯決議案に賛成いたしました。公共施設は行政と住民はもちろん全ての人が使用する施設であり、税金で建設される公の施設です。そのため全ての人が利用しやすい建築が検討されるべきでありますし、優先されるべき事項であると思います。それらを十分に検討し、協議した上で予算を検討していくことが行政としても重要であると考えているのですが、その点に関しまして、再度町長のお考えをお聞かせください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
お答えします。

## 会 議 の 経 過

確かに町長もいつも施設整備を進める中で申し上げております、いわゆる子供目線、女性目線ということも町長もよく言われておりますし、またそれがまさしくユニバーサルデザインに考慮した建物づくりでもあります。今回、防災施設を建設するわけですが、私どもも業者のほうに設計の段階からもユニバーサルデザインを取り入れた環境に優しいというか、住民に使いやすい施設にしてくださいということをお願いもしておりますので、私ども、あるいは設計業者、できる限りの範囲で取り入れているところでもございます。さっきから話が出ますとおり、予算の中で話がありました駐車場整備もございます。あとは躯体的な、あるいは構造上の問題もございますので、いろんな角度から検討して必要があれば、そのような形で使いやすい施設、利用しやすい施設づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今頂いた答弁で考えますと予算で利用しやすい、利用しにくいというような構造を検討されるというわけではなくて、利用しやすい住民目線、活用しやすいという、そういった安全面、構造面において予算を検討されるという意味合いで認識してよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

そうですね、先ほどから言いますように予算を組む段階でそのような形でしておりますが、ただ、その施設が本当に必要なのか、必要ないのかというところもありまして、また施工する中でこれがあつたほうがいいよね、こうしたほうがいいよねということがあつたときは、予算額が決まっていますので、その中で調整がきくようであればそうやっていきたいと思ひますし、また予算が大きくなる部分については、また追加補正予算というような形で予算をお願いし、そのように優しいのが必要であれば予算を計上し、設置していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これから新しくつくられる施設は必要であるからつくられていくと思ひます。平成18年に高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行され、ハート



ビル法と交通バリアフリー法の発展的な統合がうたわれております。平成20年よりバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱が決定され、各自治体におかれましてもこれまでのバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりが行われております。高齢者、障がい者のみでなく、妊婦、乳幼児、訪日外国人を含む全ての人が安全に安心して円滑かつ快適に利用できる施設やまちづくりに取り組まれていると考えます。本町におかれましてもこれまで進められていたバリアフリーの考えと併せたユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの検討を行っていただき、施設ごと、構造上、予算ごとで変わることがないよう一定の基準を設ける関連した条例の制定の検討を行っていただきたくと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどもお答えしましたが、本町は現在、ユニバーサルデザインに伴う関係規程の整備や公共施設、まちづくり指針等の策定は行っておりませんが、確かに全国の地方公共団体では、まちづくりのトータルデザインの一環といたしまして、ユニバーサルデザインを活用することを目的に条例等の整備を行っている団体もございます。しかし、本町といたしましては公共施設の改修工事や新設工事では、その施設の利用方法、利用者等を個別に検討し、その施設が最善のデザインになるよう配慮させていただいております。

また、ユニバーサルデザインに取り組む個人、事業所への補助金を交付している団体もございます。本町は、ホテルや大型商業施設といったユニバーサルデザインを配慮した施設はないものと認識しております。今後、企業誘致といった動きがありましたらもちろんユニバーサルデザイン等配慮した設計をしていただくとともに、町からの補助金等を交付すべきか検討する必要があります。その場合に、補助金を交付することとなれば、補助金交付に伴う例規整備を行うこととなると思います。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今現在、新設について考えていらないということで最善のデザインに配慮した内容を公共施設ないしこれからつくられる構築物に組み込んでいこうという考えだと思っておりますけれども、なぜ条例の制定をお願いしたかという、先ほどお話しさせていただいたように、構造、予算、そして状況に応じてバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方が変わってしまい、その影響を受けるのが町民であるというこ

とに危惧いたしているから条例を制定して一定の基準を設けていただきたいとお願いしております。町長は条例を設けない、また一定の基準を設けないで統一した最善にデザインされた建築物の構築が可能かどうか、どう考えていらっしゃるのか、お答えください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

条例の整備という話でございますが、先ほど町長が言ったみたいに、条例の整備が必要か否かという部分につきましても今後検討していく必要があるかもしれませんが、ただ、構造物をつくる以上は、基本的には設計業者さんがいらっしゃいますので、設計業者のほうと連携しながらユニバーサルデザインを導入していただくという方向で考えているところもございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ユニバーサルデザインの考え方で公共施設等を整備していくためには、幾つかのプロセスが必要となります。そのプロセスに住民や利用者、施設設置者、建設者等が共通した理念を持つことが大事だと言われております。官民一体となり、全ての人と誇りある我がまちの魅力が十分に発揮され、持続的発展が可能な共生社会を支える公共施設づくりを目指してほしいと思っておりますが、設計関係者のみでは、これは難しいと考えます。今後もし条例の検討、また住みやすいまちづくりを検討する上で必要なプロセスに多様な視点と意見を取り入れて検討していただけるよう希望いたしますが、本町においてそういった協議会、また検討できるような会を設けることはお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほどからお話しいたしますとおり、条例については今のところ考えていないということでございます。ただ、協議会につきましても、どれが 필요한のか、必要でないのか。ただ、ユニバーサルデザインについてはもちろん入れていくのが通例の今の流れでございますので、あえてつくる必要はないものと理解しております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今御答弁いただいたように通例とおっしゃいますが、一体何をもって通例として、それを誰が評価するのか、そのことについてお答えいただければと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほどから言いますように優秀な設計事業者がいますので、設計事業者にお願ひし、それに取り組むように言っておりますので、そういう部分でいろんなところの施設整備にもその設計業者が携わっていらっしゃると思いますので、そのノウハウを生かしていただいて、今最善の方法のユニバーサルデザインを入れていただくということで御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

優秀な設計事業者とおっしゃいましたが、使用するのはどなたでしょうか。設計をされる方だけがされるのでしょうか。経験と知識があるとは思いますが、一番は利用される方を優先に考えて話を進めるべきではないでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

優秀な設計屋さんというよりも資格を持った、いわゆる一級建築士、あるいは二級建築士という、そういう専門的な資格を持った方が設計をしていただいて、なおかつ先ほどから言いますとおり、私どももユニバーサルデザインを取り入れた設計を行ってくださいということでお願いしていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今御答弁いただいたように、もしおっしゃっていらっしゃるように優秀な設計士の方がユニバーサルデザインを検討してつくられた建築物に対して、やはりここが足りなかった、あそこが使いにくかったというような事例が出た場合はどなたが責任であったり、予算であったり、そういったものを取られるのか、ちょっと謎なんですけれども、そういったところも含めて建設される方をお願いをするのでしょうか。そういったことが起きないように条例で一定の基準を設けられたほうがよいのではないかと質問をさせていただいたんですけれども、お答えいただけたらと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今おっしゃった条例で制定したから誰が責任を取れるのかと、逆にそのようなことも疑問を持つところでもございますが、ただ、要するに設計をしていただいて、それをつくっていただいて、完璧な建物ができればいいんでしょうけれども、なかなか経年劣化も含めていろんな形で風害、台風等の災害も出てくるでしょうし、その辺については適時対応するしかないのかなというふうに思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私の質問が悪かったのかもしれません。条例にこだわっているわけではなくて、一定の基準が必要ではないかという意味合いをもってこの質問をさせていただきました。一定の基準があることで評価、そしてまた再検討ができると思います。そのことについて今後新しい施設、また必要な場合、検討して考えていただけたらなと思います。このことについて、町長にお答えいただけたらと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどうちの総務課長がくどくど説明しましたのでそのとおりでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

では、今頂いた執行部の答弁が全て町長の意見だということで認識させていただき、次の質問に入ります。

防災計画について、質問いたします。

本町における防災計画の自助、共助、公助の部分での課題は何か尋ねます。また、その課題に対する町の取組や計画について町長にお聞きします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

災害発生時には、行政が行う公助には限界がございます。自らの命は自らが守るという自助と、それと同じように自分の地域は自分で守るという共助が重要で、これらの課題といたしましては、町民一人一人の防災意識があると考えます。日頃から自分が住んでいる周辺の危険箇所の把握や災害に応じた避難経路の確保に家族内での災害発生時の待ち合わせ場所の確認など一人一人の防災意識を高め、平常時から災害に対して備えることが重要であると思います。併せて可能な範囲で地域住民が協力し合える組織体制の構築も必要であり、自主防災組織の育成強化も重要であると思われますので、今後も防災訓練や防災教育等を実施し、より一層防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

御答弁いただいた本町における東串良町防災計画に従って様々な防災に対する取組がなされていると思います。これまでも同様の質問をし、説明を受けておりました。現在、実施されている事業への評価、また行えている事業の効率化、整備、さらなる充実の検討を進めていただくことも今後必要だと思いますが、今、御答弁いただいた課題以外のものは特に問題はないでしょうか、町長にお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、現在、課題といたしましては、自主防災組織は今現在85%でございまして、この85%以上に自主防災組織の強化を図ってまいって、この図上訓練というか、それぞれが自主防災組織で80歳の方は黄色とか、90歳は赤とか、図上訓練というの

## 会 議 の 経 過

も大事だろうと思っております、そこをまた課題として、私自身が考えておるのは  
そうでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今町長により自主防災組織についての課題があるとおっしゃっていましたが、本町における災害の想定について各地区の被害、そして救助、救援をどのように把握されているか、考えていらっしゃるか、お答えできたらお答えをお願いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

各地区の災害被害状況ということでございますが、その災害によりましても全然違ってきますので、一概には言えないところでもございますが、先ほど11月ですかね、防災訓練も適時行われていますので、その訓練で理解していただければなというふうに思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今御答弁いただいたように災害により一概には言えないとおっしゃってありました。つまり避難訓練、防災訓練も一つの訓練で十分だとは一概には言えないということだと認識しております。そうなれば、1年に多くの災害を想定した防災訓練、また図面上の訓練等々を考える必要があると思いますが、その点についてはどのように考えていらっしゃるか、御答弁願います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにそれは重要な部分でございますが、先ほど町長から話がありましたとおり、日頃から自分が住んでいる周辺の危険箇所の把握や災害に応じた避難経路の確認、家庭内で災害が発生したときの待ち合わせ場所など一人一人が防災意識を高めていただきたいと。そうすることによっていいのかなというふうに思います。私どももいろんな広報紙等を使って広報もさせてもらっておりますので、ホームページ、広報紙等、

その部分で毎年行っておりますのでそのような形で対応しているということで御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

さきにも述べられたように、公助には限界があり、自助、共助においても強化していただきたとおっしゃっていましたが、公助に限界があるということは自助、共助にも限界があると思います。つまり自助、共助、公助が連携し、つながって防災意識を高める、防災活動につながる事業計画を行わないといけないと思っております。ハード面については、災害ごとに町全体で訓練を行い、また整備を行っていると思います。しかし、ソフト面については強化していかないといけない部分が多々あると思います。防災に関しては、専門家、または外部の知見を取り入れる。また町内におけるリーダーの育成など多くの課題、そしてこれから検討すべき内容があると思いますが、町長は、その点についてはどうお考えでしょうか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今言いましたけれども、常に自主防災組織のリーダーというか、そういう方々をとにかく御活用していただきまして、その方々を中心に動いていく。でも必ず自分自身が家の中にいるという想定だけではなくて、自分が常に町外にもいるかもしれないということで、私自身もそうですけれども、子供たちにも言ってるのが落ち合う場所は、福祉センターだよということで、言葉一つですけれども、やがて会うところは福祉センターにということだけ言っております。おまえたちがこうして家に来ることはないからということで、それぞれが家族一丸となって、そういう言葉も、合い言葉ですけれども福祉センターですねということで、うちのばあちゃんもそうですけれども、そういう言葉というんですか、そういうのを常に皆さん、家族を守っていくような方法を取れたらいいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。ソフト面の強化をお願いしたのが、やはり災害が起こったときに、こうなればいいな、あれをしないといけないなというような対応が遅れた場

合、一番被害を受けたり、困ったりするのは現場です。つまり住民であったり、避難所を運営される、また誘導される職員の大きな負担がかかると考えております。近年、全国各地で未曾有の自然災害が発生し、広い範囲に甚大な被害が発生しております。また、多くの人命や財産が奪われました。防災計画は、被害を最小限に食い止め、人命や財産を守るための重要な取組です。様々な災害を想定し、地域一帯となった防災への取組とソフト面、ハード面への強化、そして専門職を含めた定期的な計画の見直しや計画の検討を行い、本町における課題の解決に取り組んでいくべきだと思っております。

町長、再度お尋ねいたします。この私の考えについて、町長はどのように思われるか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

避難所において、職員の活動といえば、職員はそれぞれ配置図というのが決まっておりますので、それぞれの職員が行くようになっております。総務課長の下でそれを指示をしておりますので、それは大丈夫だと思っております。

それとハード面というのは、どのようなものが想定されるか分かりませんが、とにかく自分としては人命尊重ということで一応ソフト面だけは重視しておりますけれども、それと担当課のほうでパーテーションも設置させていただいております。それと各小中学校に防災倉庫もできました。その中にも発電機はみんな準備しておりますので、そういう形で避難されるときは、それぞれそういう器具、それらは準備しておりますので、それだけは安心できたのかなと思っております。今のところはそういう状況でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今頂きました答弁から一つ提案なんですが、やはり専門家、専門の知識というか、そういった視点も必要だと思います。私も様々な防災に対する勉強会などに伺ったことがございますが、やはり万全の準備をしても大丈夫だということはありませんでした。そして先ほど自助、共助をおっしゃっていましたが、避難所の体制は職員で十分配置されているとおっしゃっていましたが、公助です。自助、共助を強化されるのであれば、やはりそういった体制づくりにも町民、住民の参加が必要になってくると思うのですが、町長、やはり今後専門職、専門家の知見や知識、そして町全体の住民参加型の訓練というのは検討できないかお尋ねいたします。



議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

訓練そのものは今2年ほどできなかったこともあったんですが、コロナ関係で。そういう専門職というんですか、そういうのをまた、以前池小の避難訓練でやったとき、マイレージなんかを使った専門職の方々というか、そういう方々を利用させていただきましてやっていました。そういう形でそういう訓練のときはそういう方々をまた。そういうことはないにこしたことはないんですけども、訓練のほうが重視だろうと思っております、1回やっておけばそういう対応はすぐ適応できるかなと思っております、そういう専門の方々をまた要請したいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今後、専門職、専門の知見を取り入れた防災訓練を実施していただけると期待しております。やはり桜島のほうで毎年防災訓練をされていらっしゃるのですが、島民全体を巻き込んだ防災訓練で毎回気づくことがあり、計画の見直しや改善点を話し合い、次の訓練に生かしております。その訓練を重ねることで、町民の安全がさらに強化されるとおっしゃっていたことを記憶しております。本町においても、いつ災害が起こるか分かりませんので、ぜひいろいろな視点で、そして女性、男性を含めた協議の場を設けていただき、計画、検討していただければと思います。

次に、コロナ禍における教育支援について、質問いたします。

これまで新型コロナウイルスへの感染から多くの予防対策や基本的対処方針に基づく内容が国、県より示されてきました。いまだに感染の収束が見えない中で、子供の安全と保育に対して、町における教育現場でも多くの葛藤と重責があったと思います。また、これまで経験したことのない状況に教育機関におかれましても、コロナウイルス禍による影響は大きいものであったと理解しております。その大変な状況下におかれましても徹底した感染防止対策に努めながら子供たちの教育、保育に熱心に御尽力いただき、また多くの関係者の皆様の御協力も賜り、安心して学校生活を過ごすことができましたことを心より敬意と感謝を申し上げます。

今回の質問は、日々御尽力いただいている中で、教育に対する不安が生じていないかどうかを尋ねる質問となります。当初は感染状況により学校の一斉休校が行われ、学習の進行に対する不安の声も聞かれておりましたが、国の示す方針の変更や状況に応じた対応により、一斉休校による対応も少なくなり、個別での休学に対する支援について学習の必要性について検討すべき課題が生じているのではないかという保護者からの不安の声を耳にします。状況に応じた様々な検討、協議が重ねられてきたと思

いますが、コロナウイルスに感染した児童や濃厚接触による休学措置に対する児童への教育、学習支援について、本町が抱える課題はどのようなものがあり、また課題に対してどのような対応がなされているか、検討、計画も含めて説明していただければと思います。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

コロナ感染者や濃厚接触者への対応は、他の市町村とほぼ同様のマニュアルに従って、校長、教育委員会で十分な連携を取りながら自宅待機や学級閉鎖等の判断をしています。児童生徒の状況にもよりますが、5日前後の自宅待機が多かったと思ってます。ただ、長い人では10日ぐらいになる場合もありました。そういう児童生徒への学習指導が最大の課題だったと思っています。

そこで、学習の流れを防ぐために前もって課題を与えたり、長引く場合は途中でプリント等を届けたり、あるいはまた電話での確認をしたりとしてきたところです。

学級閉鎖の場合は、登校してから一斉に指導するチャンスがありますが、個人の場合は、家庭の協力もお願いしながらできることをやっていただき、分からないところは、放課後等を利用した個人指導をするしかありませんでした。よって、担任や教科担任も指導が大変だったと思います。ただし、教師が感染、または濃厚接触者になった場合は、もっと大変でした。教頭や他の先生が代わって授業をするしかないからです。これまではタブレットの持ち帰りができていなかったのも、このような形でしか補充できませんでした。しかし、持ち帰りができるようになれば、家庭で授業を受けることも可能になるので補充もしやすくなると思います。今でもリモートによる全体朝礼をしたり、濃厚接触者の先生が自宅からクラスの子供たちに向けた授業をしたこともありました。先生方も個人差がありますが、こういう形で増えてくると思いますので学級閉鎖や休業期間中も授業の遅れなどは今までよりは少なくなると思われます。もちろん授業はリモートよりも対面のほうがよいことは分かっていますので、今後は状況や内容によって使い分けるとか、併用していくような計画になると思います。

以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁いただきました内容をもとに質問をさせていただきます。

高校生、大学生は、リモートによる学習がなされております。本町においても、担任の教師からの自宅からのリモート、またタブレットの持ち帰りができないというこ

とで、学生、児童のリモートというのが今一番の課題というか、難しい点だと理解いたしました。以前、町の報告の中に本町を応援してくださるふるさと納税を通じた寄附金の使い方に対して、一番多かった希望に、子供たちの未来に関する事業と掲載されていたと記憶します。町職員の皆様の働きかけにより、寄附額も年々大きくなっており、教育における必要な設備や支援については、ぜひこのふるさと納税を利用し、子供たちのよりよい学校、教育現場を担っていただけたらなと思っております。現在、学習に対しての遅れというものに対しては、プリントや、また個々の対応により、解決していらっしゃるということなので、これで教育に関する質問を終わりたいと思います。

次に、最後になりますが、町職員の給与についての質問をいたします。

令和4年第1回定例会にて東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定が行われ、勤務年数が少ない方に関しての期末手当の支給割合の見直しについて、反対の立場を取らせていただきました。また、さきの同僚議員の質問にて給与のお話が十分に交わされておりましたので、さきの質問も参考に町長にお尋ねしたいと思いますが、通告していた質問に入ります前に、町長におかれまして、入職したばかりの職員の初任給の手取り額を御存じであるかどうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

初任給ですね、高卒が15万円、合ってますけ。大卒が18万円でしたけ。総務課長にちょっと答えさせます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

給料の金銭的なものでございますが、すみません、いろいろパターンがございまして、高卒現役卒業者、あるいは大学卒業者ということで、ちょっと数字的には今確認しますが、大体高卒で十四、五万円、民間経験がない人ですね、民間、あるいはそういう職の経験がない人が十四、五万円、大学卒の方が19万円前後だったというふうに理解しておりますが、それにつきましては、いずれもストレートで入った方ということで御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

では、給与から引かれる組合費、親睦会費、各種保険料が引かれた最終的な手取り金額が幾らくらいになるか把握していらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
詳細については、総務課長を通じて答弁させます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
先ほど十四、五万円という話をさせていただきました。それから控除されるのが全員なんです。社会保険料とか医療の関係とかいう部分もございしますが、基本的にはそれを引いて大体10万円ちょっとぐらいじゃないのかなというふうに、データを今持ってきておりませんので正確な数字は出ませんが、10万から11万円ぐらいの間なのかなというふうに思っております。高卒はですね。

議 長（田之畑）  
1番 小川議員。

1 番（小 川）  
私も以前公務員として勤めさせていただき、入職年数の少ない職員の給与が低いということ、また1年目の夏のボーナスにつきましては、3か月しか勤めていないため、額も少なく冬と2年目以降は満額支給となりますが、基本給をベースにして支払われておりますので、満額であったとしても多くはないということを知っております。年数が少ない職員は、年収的に平均年収250万円からと言われております。職員にもよりますが、高卒、大卒では給料が違いますが、奨学金を借りている場合、奨学金の返済、車の支払いなどでさらに負担の割合は、勤務年数が低ければ低いほど大きいものだと考えられております。

また、税金に関しても転職された方でない場合は1年目は税金がつかないことが多いかもしれませんが、2年目には給与に対して4分の3、3年目には100%かかってくると推測され、1年目の手取りを超えるには5年ぐらいかかると言われております。

職員の年齢、人数、年数と構成されている組織内容で異なると思いますが、さきの議員の質問にもありましたように、ラスパイレス指数について本町が類似団体から比べると低いと言われておりましたが、職員定数に対しては95名の定数の中、85名と言われており、新規採用の職員に対する期待は大きく、役割、責任も大きくなると

考えます。また、新入職員に関しても年数が少なければ不安も大きく学ばないといけないことも大きく、しかし、それに伴う金額的な、金銭的な面に関しては、現実問題とても大変な問題だと思っております。意欲のある職員を採用し、職員の士気を向上させるためには、町独自の応援サポートが必要だと考えております。

そこで町長に質問いたします。新入職員と勤続年数が短い職員に対する給与や人材育成の研修など職場としての職員支援体制について、どのようにお考えか。また今の新入職、入職して二、三年目の給与に対して必要な支援というものに対して何か計画がございましたらお答えください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

お答えさせていただきますが、先ほどの部分の訂正をお願いしたいところなんです、高卒で15万600円でした。大卒で17万1,700円ということで、私さっき19万円と言いましたけれども、そういう形で訂正方よろしく願いいたします。

今、話が出ましたとおり、給料表につきましては、国に準じて定めているところでございます。もちろん初任級、各昇給の基準に関する規則によって給料初任基準表の職級と規則で定める経験年数加算に基づき、経験年数を換算した上で給料額を決定しております。基本的な部分でございまして、いわゆる経験があれば、先ほど言った金額よりも上がっていきますよということで御理解いただきたいと思います。

そこで、給料につきましては、給料条例及び初任級昇格昇給等の基準に関する規則に基づき、毎年1月1日に同日で1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給を行っておりますというところでございます。その他の部分でございまして、給与条例で定めておりますその他の部分は固定的な手当があるわけでございます。それにつきましては、もちろん扶養手当、通勤手当、住居手当の支給を行っているところでございます。これにつきましても国に準じておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

研修につきましては、以前も答弁させていただいたかと思いますが、鹿児島県市町村振興協会自治研修センターが開催する職員別研修、いわゆる初任者研修、あるいは中級研修、係長研修、補佐研修、課長研修というところで全職員を、該当者につきましては研修に行っていております。それと県の町村会が開催する法制執務研修ということで、これにつきましては、大崎町と合同で実施いたしております。それともちろん県の町村会が主催するパソコン研修ということで年に数名の方々を研修を受講させていただいているところでございます。

昨年度からは自治研修センターが開催する特別研修というものもあるわけですが、全職員に参加を募り、5講座に延べ7名の自主的研修に参加させたというところでございます。

また、今年度から自治大学校が提供するeラーニングシステムを活用した研修に

も今募集を行おうかなというところで検討いたしているところでございます。

また、町が行っていることではありませんけれども、うちの職員組合におきましても、書籍購入、いわゆる行政に対する書籍購入に対する助成を行っていると聞いているところでございますので、職員自らが自己研さんを行っているところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

御答弁ありがとうございます。まず初めに経験年数によって昇給がされ、給与が上がっていくとお話いただきました。質問の中に入れておいたと思うんですけども、入職の年数が浅いほど支給される手当、手取りのほうが低くなっております。そのため、生活に対しても圧迫されていると思いますが、その限られた少ない給与の中から学び、そして自己研さんに使うお金というのは本当に微々たるものだと思っております。国に定められている給与ということでしたが、定められているのであれば、それに従って実行されてもよろしいと思いますが、本町において、職員の士気を向上させる意欲のある職員を育てる。職員を育てるということは今いらっしゃる職員、職務の分担を図り、負担軽減にもつながると考えております。つまり新人職員を士気や経験知識を向上させることで、今いらっしゃる職員の負担も減ると考えております。そのため、給与に対して上げることができないのであれば、町独自の応援、サポートとして入職3年目までの職員に対し、何かしらの支援を検討していただけないか、再度町長のほうに答弁を願います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

議員おっしゃることはよく分かります。私どもも経験させていただいたところでございますが、本当はいろんな形で車の部分、あるいはいろんな生活費が要するというのは十二分に理解できますが、いかんせん、国の基準に基づいて今までもやっておりますし、また隣接町、ほかのまちもこれらの形でほぼ実施しておりますので、あえて町だけの独自の支援となりますとちょっと厳しい部分がございますので、今はちょっと難しい部分があるのかなというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

国の基準に基づいて行われているということだったんですが、その基準に基づいて行われる給与の制定に対しては何もそのままですらいいと思います。しかし自治体においては新入職3年未満の方に対して応援を単独でされているところもあると聞きます。応援をすることで与えられた学びではなく、自発的に、そして積極的に学びを獲得するという士気を向上させる効果があると聞いたことがあります。

予算についても新入職の採用が人数的にも少ないことを先ほどの答弁でお聞きいたしましたので、人件費にかかる予算というものは大きくないと思いますし、また入職3年という形で期間を限ってれば、予算もそこまでかからないと思います。そのため、ぜひ町長において職員を育てる。そして新しく意欲のある職員を育てるという目的で新入職、また、職務経験が少ない、年数の少ない職員に対して応援サポートを町独自で検討していただけないでしょうか。再度町長にお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

職員に対する支援と、新入職員に対する3年未満に対する支援はできないかということで再度確認を行われたところでございますが、それにつきましては、先ほどから申し上げますとおり、制度上、いい制度があれば私なんかもできるように思いますが、そういう制度自体の構築というか、そういう制度はちょっと厳しいというふうに思っておりますので、そういう参考的な部分が、いいところがあったらまた参考にはさせていただきたいと思いますが、ちょっとその辺は勉強させていただきたいというふうに思います。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。

最後に、町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、町長の考えを最後の答弁としてお願いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今、プロでありますうちの総務課長が答えましたけれども、そういうような制度があればいいと思うんですけれども、なかなかそういう制度がございませんので、もし制度があれば、そういうのをまた使わせていただければありがたいなと思っております。

すので、以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。制度ももちろんですが、やはり予算を検討される中で、予算がそこまで大きくなければ町長のお考えでできることだとも思いますので、ぜひ今後新しい職員を育てるためにも御検討いただければと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、8 番 上園ミキ議員の発言を許します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、最後の質問者となりました。町長におかれましては、大変お疲れのことと思いますが、納得のいく答弁を頂ければ早々に終わりたいと思います。通告に従いまして、順次質問をいたします。

1 番目の 90 周年記念行事について、どのような式典を考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年ちょうど 90 周年記念に当たりまして、どのような式典を考えているかということですが、記念式典と記念事業に分けて説明をさせていただきます。

まず初めに、記念式典でございますが、11 月 20 日、町総合体育館での開催を予定しております。午前中に町振興会表彰式典を、午後から祝賀会を開催したいと思っております。幼児から高齢者の方々まで楽しめる内容にできたらと考えております。具体的には、町の意向やプロダクションからの企画提案書を踏まえまして、今後具体的な内容を詰めてまいります。その他、体育館敷地内において、豚汁等の無償提供や特産品販売コーナー、その他、様々な催し物を企画してまいりたいと思っております。

記念事業につきましては、既に終了いたしました事業といたしまして、先月既に開催されました NHK のど自慢、今月上旬に実施されました大阪府から大学生を招いてのピーマン狩り招待事業の 2 事業でございます。

今後におきましては、専門の講師を招いての土づくり講演会、唐仁古墳群を初めと



した近年の大隅半島における古墳群調査の成果と発表会、関西東くしら会と関東東くしら会の年度内開催、町制の90年の歩みをまとめた記念誌発行事業、町内産を原料とした焼酎ひっくらの郷の全世帯配布事業など、これらの事業を予定しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいまお話を伺ったわけなんです、その中で式典の中で表彰という言葉もありましたけれども、どういう形での表彰になるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

90周年事業、記念式典の表彰ということでございますが、これにつきましては、隔年ごとに実施している町の振興会の表彰ということになろうかと思えます。それにつきましては、町のいろんな各分野、教育も含め、産業も含め、功績のあった方々に対しての感謝状等々の授与という形になろうかと思えますし、それと並行いたしまして伝達表彰の表彰も行っておりますので、そのような表彰が主な内容じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

内容的にはよく分かりましたが、町制90周年、誠にめでたいことであります。私が思うことを一つここで述べさせていただきたいと思うんですが、今現在、90年ということであれば、90歳以上の現役で頑張っていらっしゃる高齢者、いわば牛飼いなら牛を飼って頑張っていらっしゃる高齢者の方もうちの集落にもいらっしゃいますけれども、そういう人たちにも光を当ててほしいなと。いわば町が表彰する人たちというのはかねてから光が当たっている人たちが主だというふうに思います。こつこつと頑張っていらっしゃる人たちにも目を向けてほしい。そういうふうに私は思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員がいいことおっしゃいますので、90周年記念だから90歳以上をと。これをまたあらゆる分野の方々も表彰しますけれども、それはまた改めて検討させていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ぜひ検討していただいて、そういう人たちにもやっぱり喜ぶ機会、そういう機会を与えてほしいなというふうに思います。

それでは、2番目にダイオキシンのことについて質問を通告しておりました。

昨今、異常気象により災害リスクが高まってきている中で、埋設されている町の議員さんから埋設されていないところからも声を上げてほしいという、強い要望が出されて、今回、資料もたくさん送っていただきました。その中で自分なりに質問をさせていただこうかなと思って通告いたしておりました。読み上げて質問をいたします。

林野庁は埋設されたダイオキシン材は、1970年代に54か所中8か所が民有地のため、撤去済みとなっており、残り46か所は50年たった今もそのままにされている。県内では、5市町に6トンの埋設があるとテレビや新聞等で報道されておりました。隣町の肝付町には、30キロ埋設されている。現在、県内5市町はいずれも国の調査対象外となっているため、災害や風評が心配される。今年林野庁長官は、近隣町からも声を上げてほしい。そのことが大事であると発言をされました。関係町と連携を取り、肝属全体の問題として1日も早く撤去してもらうよう働きかけしていくことが大事だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ただいま議員からの御質問でございますが、国有林に使われた除草剤に猛毒のダイオキシンが含まれていることが分かり、昭和46年に林野庁が使用を中止し、全国46か所の国有林などにコンクリートと土に混ぜるなどして埋められていると報じられております。そのうち、鹿児島県内の5市町のうち、隣接町である肝付町には30キロの埋設があるようでございます。林野庁はダイオキシンはコンクリートの塊で埋設

されているため、掘り出すには砕く必要がある。中身が飛散するおそれがあるとして撤去を見送っております。そのため、年2回各地で目視による点検を行い、安全な状態を確認しているとのこと。昨年度からは、埋設状況や撤去方法など、技術的な検討を巡る調査を佐賀県、熊本県、高知県、岐阜県の4か所で進めているとの報道がありました。そのような中であって、鹿児島県内の5市町の首長らは4月26日、林野庁に環境調査や撤去を求める要望書を提出したと報じられております。このことについて、肝付町から本町に対して協力の要請等はございませんが、今後広域組合等で話題になり、肝属管内各市町と一緒に撤去の要請を行うとなれば、協力したいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長が答弁されたとおりでございます。この除草剤2・4・5・T系除草剤は、1968年から各地の営林署で散布するようになりましたが、1969年頃からベトナムで被害が確認され、1971年4月、使用が中止され、そして農薬登録も抹消されたということでもあります。2・4・5・T系除草剤の正式名称はトリクロロフェノキシ酢酸、枯葉剤の原料となるもので、これはベトナム戦争で使用され、この枯葉剤が原因で子供の先天性障害児やがんなど、今も大勢の人が被害に苦しんでいるという報告がされております。奇形児の出生率も増加し、ベトちゃん、ドクちゃんのシャム双生児、体は一つなのに頭が二つ、衝撃的な映像は今でも記憶に残っています。最初、林野庁は森林の笹撲滅のために2・4・5・T系をまいた。しかし、危険であることが分かり、残り分を国有林に埋設したということでもあります。県内5市町、6か所は南九州445キロ、伊佐市2か所、720キロ、湧水町1、200キロ、肝付町30キロ、屋久島町3、825キロです。先般、国会議員の森山先生を伴って、関係市町の首長さん方が林野庁に撤去のお願いに行かれたことが報道されていきました。町長も答弁の中でそうおっしゃっていましたが、林野庁は46か所のうち、モデル的に岐阜県、高知、佐賀、熊本、4県を選定し、撤去を含む技術的治験を得るための調査をしていきたいと言ったそうです。鹿児島県は1か所も入っていない。今年の5月30日の南日本の新聞に茨城県で戦後埋められた毒ガスが井戸水に溶け出し、住民の健康が害され、もちろん治療費は全て環境庁が支援すると連載されていきました。コンクリートで固められ埋設され、50年たって、劣化しないのか。これから先このまま放置されて大丈夫なのか、大変不安は尽きません。50年後にこのような事実を知ることになり、怒りさえ覚えます。枯葉剤の毒性はサリンの2倍、青酸カリの2万倍あると言われています。国は調査すると言っているが、調査検討に終わらせないためにもみんなで声を上げていくことが大事であるというふうに思っております。

いい例があります。南大隅町に核廃棄物が持ち込まれようとしたとき、肝属全体で

反対をしました。町長もどのまちの首長さんよりも早く反対を表明してくださいました。だから今回のことも傍観するのではなく、行動して意思を伝えることが大事だというふうに思っております。撤去に向けた行動をぜひ関係市町と連携を取り、声を上げていただくことが、まずは最優先されるべきじゃないのかなというふうに思います。

町長、声がかかったからするということではなくて、声がかからなくてもいろんなところに出向いて、こういう話を聞くが自分のところもいわばどういうところに埋められているか分かりませんが、こういうようなチラシが貼ってあるだけなんですね。いわば危険だからここには入ってくれるなという、こういう立入禁止のこういう札が掲げてあって、フェンスがあって、結局は昔の人が人間の手で、人が入るような場所、いわば機械が入るところではなくて、人間が入るような身近なところで下は小川が流れていたりとか、一番身近なところに埋められている箇所が多い。現在、陥没をして危ない箇所も出てきているそうです。水は肝付町から東串良の柏原海岸に流れてきます。本町だって傍観だけしているわけにはいかないというふうに私は思います。やっぱりこういうことは、誰が何を言っても声を上げていく、そのことが大事じゃないのかな。町民も、私なんかも50年たって、ないごっかよ今頃というような話になったときに、これは町民の誰しもがこれは知っておかないといけないことじゃないのかな。こういうことは危険なことだよ、これから先、私のところは山も少ないから、そういうことではないだろうと思いますけれども、やっぱり近くの南大隅町もそうですし、南大隅町の議員さん方は核は持ち込まれないと、一応は今静かだけれども、完全に持ち込まないということまでは言っていない。いつまたそれが再燃するか分からない。大変不安であるということを書いてらっしゃいますので、やっぱり最後まで隣接町もみんなと一緒に声を上げていく、そのことが今回は、埋設されているまちだけの人たちが行動を起こされたわけなんです、少しのことが国を動かすということにつながっていきますので、どうか町長、頑張ってください。町長の言われることは肝属全体の首長さん方も非常に信頼されますので、ぜひ町長が先頭に立って頑張ってくださいと思います。的確な答弁を頂きましたので、お疲れでございましょうから、私の質問は、質問にはなりませんでしたが、これで終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月14日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後3時22分

令和4年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和4年6月14日 午前 9時31分
閉 会 令和4年6月14日 午前10時24分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	田 尾 勝
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農地課長兼農業委員会事務局長	前 田 秀 一
会計管理者	有 嶋 義 昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江 口 勝 志	社会教育課長	吉 留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	総務課長補佐	上 野 史 生
福祉課長	東水流 勝		
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第15号 岩弘市ノ坂周辺急傾斜地の整備について（委員長報告）

日程第 3 陳情第16号 農道第 1 号西牟田雪山線の舗装について（委員長報告）

日程第 4 陳情第17号 池之原上地区の道路整備について（委員長報告）

日程第 5 陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）

日程第 6 陳情第19号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）

日程第 7 発委第 1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

日程第 8 発委第 2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日程第 9 議案第26号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第27号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 同意第 3号 教育長の任命について

日程第12 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前9時31分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定  
しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第15号 岩弘市ノ坂周辺急傾斜地の整備について

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第15号 岩弘市ノ坂周辺急傾斜地の整備についてを議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第15号 岩弘市ノ坂周辺急傾斜地の整備について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は、6月8日に委員会を開き、陳情者及び建設課長等の立会いのもと、現地にて状況の確認を行い、陳情内容等について説明を受け、調査しました。

陳情者からは、がけ崩れが住宅まで迫ってきており、非常に危険な状態であることの訴えがありました。

建設課長からは、現在調査している箇所については相談があったため、事前に確認した。確認後、民有地ではあるが、非常に危険な状態であったので、県に急傾斜地事業や治山事業など、対策を講じることのできる補助事業等はないか相談に行ったが、民有地のため該当する事業はなかった。また、過去にも同様の事案があったが、今回と同じく民有地だったため、所有者が自助努力で対策されたケースがあったとの説明を受けました。

現地調査、陳情者及び建設課長等の説明を受け、本件について審査したところでありましたが、委員からは次のような意見が出されました。

民有地ではあるが、がけ崩れが住宅の隅まで迫り、非常に危険な状態である。現時点において対策できる補助事業等はないとのことであったが、万が一、がけ崩れが発生すると、市ノ坂線へ崩れ落ち、人命への危険性が危惧される。また、多量の土砂等で交通が遮断され、復旧までの間、地域住民の生活に多大な支障が発生する。現に、市ノ坂線は、令和2年7月の大雨によりがけ崩れの災害が発生している。

近年の異常気象は、台風の強大化や、局所的な想定外の大雨など、全国各地で甚大な被害を発生させている。本町においても対岸の火事ではなく、災害が発生してからでは遅いので、町と所有者等で協議し、できる範囲でも防災・減災対策を講じるべきである。

また、町内には同様の事案を抱えるところもあると思われるので、十分な調査の必要もある。

一方、国に対しても、こうした事案に対応できる補助事業等の構築を強く提言すべきだなどの意見がありました。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから陳情第15号 岩弘市ノ坂周辺急傾斜地の整備についてを採決します。
お諮りします。
この陳情に対する委員会の報告は採択です。
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 陳情第16号 農道第1号西牟田雪山線の舗装について

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第16号 農道第1号西牟田雪山線の舗装についてを議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
教育産業常任委員長 上園ミキ議員。  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第16号 農道第1号西牟田雪山線の舗装について、委員会での審査結果を報告します。  
本件の審査は6月8日に委員会を開き、陳情者及び建設課長等の立会いのもと、現地にて状況の確認を行い、陳情内容等について説明を受け、調査しました。  
陳情箇所は、延長130メートルの農道と、林田土地改良区の揚水機場がある県営で舗装された道路であります。  
農道については、砂利敷きであり、至るところでくぼみがあり、でこぼこな状態を確認しました。  
揚水機場側の舗装道路については、排水溝が1か所しかなく、大雨時などの状況が陳

## 会 議 の 経 過

情者から説明がありましたが、水たまりの状態になることが予想されました。

建設課長の説明では、農道の舗装化については、県営事業など条件面で難しいが、多面的機能支払交付金事業（水土里サークル）でできないか相談する方法もある。揚水機場側の舗装道路の排水については、県営事業で行っているの、県に相談するとの説明がありました。

以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第16号 農道第1号西牟田雪山線の舗装についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 陳情第17号 池之原上地区の道路整備について

議 長（田之畑）

日程第4 陳情第17号 池之原上地区の道路整備についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第17号 池之原上地区の道路整備について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は6月8日に委員会を開き、陳情者及び建設課長等の立会いのもと、現地にて状況の確認を行い、陳情内容等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、町道岩弘青山線（延長225メートル、幅員4.5メートル）と、町道池之原街道添線（延長152メートル、幅員5メートル）であります。

陳情者からは、この路線周辺に福祉施設、住宅やアパートなどの建設が相次ぎ地域の環境が大きく変わってきた。このため、交通量が増え、現在の幅員では危険性があるので、道路拡幅の要望がありました。

現地を調査し、これまで空地であったところに福祉施設が建設中であることや住宅やアパートが建設されていること、今後において何かしら建造されるのか整備された広い土地等があり、この地区における振興ぶりが伺え、状況が変わりつつある現状を確認しました。また、調査中において、交通量が多いことも確認したところです。

建設課長からは、町道池之原街道添線上において今後、過疎事業により200メートルほど整備する計画であるが、場所は未定であるなどの説明があったところです。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第17号 池之原上地区の道路整備についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

- ◆ 日程第5 陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長 (田之畑)

日程第5 陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番 (上 園)

ただいま議題となりました陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月8日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、子供たちに豊かな学びを保障するために、小学校と同様に中学校・高等学校でも35人学級を早急に実施することや、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を進めるようにといった内容の意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たち一人一人に行き届いた教育を保障するためには少人数学級の実現が必要であり、また、教員の長時間労働是正の働き方改革を行う上でも、加配教員の増など教職員定数の改善が必要であると、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 陳情第19号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長（田之畑）

日程第6 陳情第19号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

会 議 の 経 過

ただいま議題となりました陳情第19号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月8日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられるよう、2023年度政府予算に財源を編成するよう、国の関係機関へ意見書を提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じることがないように、国が財源保障し教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第19号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◆ 日程第7 発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第7 発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級や教職員定数の改善が推進されるよう、国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第8 発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました 発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるよう、国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
ただいま議決されました発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第26号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第26号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

16 ページの款、土木費、目、道路新設改良費の委託料200万円について、質問いたします。

この委託料は、にぎやかタウン雪山も含めて振動調査をやると説明を受けております。令和4年第1回定例会で、私の一般質問で、池之原大隅線の改良舗装工事をして、も陥没はないという答弁でございました。陥没の懸念があるから調査されるのか、また異常がなければにぎやかタウン雪山の陥没対策はされないのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

建設課長を通じて説明をさせます。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

さきの3月議会におきまして、池之原大隅線改良舗装工事の当初予算について、附帯決議案がなされたことから、このような振動調査の補正予算をお願いしたところでございます。池之原大隅線の改良舗装工事については、計画年度としまして、令和4年度から令和7年度の期間となっております。本年度は、町道街路添線と既設の池之原大隅線の交差点を起点として工事を進めてまいる考えであり、最終年度には広域農道と既設の池之原大隅線の交差点を終点として計画しております。振動調査の内容としましては、これはあくまでも私の私見ですが、にぎやかタウン雪山と令和4年度工事区間において、それぞれ数か所ずつの工事前、工事中の振動調査を考えているところでございます。ただし、このことについては、今後委託業者と振動調査の方法やら調査箇所等について、詳細に協議をして進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

令和4年度には、このにぎやかタウンの隣接する改良舗装については、されないと

いうことですが、現在、にぎやかタウン雪山は陥没はないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

にぎやかタウン雪山につきましては、毎年2回、定点の測量を行っております。それで今現在報告を受けておりますのは、曳家をした後の一番西側になりますけれども、そこが10センチ程度くぼんでいるという報告を受けております。それにつきましては、またその箇所に新たにくいを設置いたしまして、今後の状況を見守りたいというふうに考えているところでございます。

それから、以前、一番東側のところが一部隙間があったということで、そこは埋め戻している状況でございます。あとにつきましては、現在のところ落ち着いている状況だというふうに業者からは報告を受けております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
7 番 前田議員。

7 番（前 田）

同じところの質問になるんですが、この道路改良費の測量設計監理業務委託料の200万円のことについてですけれども、今現在、説明を受けたところ、令和4年から7年、4年間ですよね、調査料が200万円。この前の説明でも各3か所ずつ、雪山陥没のところを3か所と西側のところの3か所、6か所ですかね、調査をされるということだったんですよね。この200万円ですよ、4年間して800万円ですよ。これを4年間ずっと調査をされるのか、その点はどうですか。

議 長（田之畑）
建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

来年度以降の振動調査にかかる予算については、もちろん関係課及び委託業者等と協議を行いながら必要があれば、予算要求をお願いしてまいりたいと考えております。
以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

今さっき企画課長からの説明の中で今現在、西側が1か所地盤沈下していると、10センチ程度ですね。これは仮にこの前の説明の中で西側の調査をばすときに、一応工事中に振動調査をして、雪山のところも同じく工事中で振動調査をして、同じ数字であれば問題ないと思うんですよね。仮に4年間にわたって工事をされるわけだから200メートルずつですかね、だったら、雪山に行くには4年後ですので、どこか600メートルぐらい離れていますよね、一番最初の年は。それでもし数値が違った場合ですよ、最初の西側のところの数値と雪山のところの数字がもし違った場合、もしそれが近づいてくれば、近づいてくるほど振動はひどくなると思うんですよね。それによって、地盤が沈下した場合、そこら辺の対応はどう考えているのか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

その振動の状況ということですが、それは当然建設課サイドのほうで今後やっていくこととございます。これは私の立場でどうこう言える問題ではありませんけれども、その振動が今の初年度のところと、そして4年度のところと振動がどれだけの差があるかというのは、この場では申し上げられないところでございます。ただ、企画サイドといたしましては、その地盤につきましては、毎年、年2回、調査を行っておりまして、家に影響があるような状況となった場合には、即、そこは業者からこういった問題がありますということで、きちんと報告がなされまして、何らかの対策を早急に講じる必要がありますということを頂けると思いますが、今の時点でそういった報告はありません。ただ、若干昨年も変状があったということは、一番東側につきましては、ボーリング調査の結果、軟弱地盤という調査結果が出ておりますので、今後はそこあたりが繰り返し出るようであれば、適宜埋め戻しはしておりますけれども、それが継続するようであれば、当初専門家の調査結果で示されておりました薬液注入をするということをするれば、影響は出ないということとございまして、今後はそういった調査結果を毎年2回やっているわけですから、そのあたりを踏まえまして、適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

今説明を受けましたけれども、もし万が一、これが工事が近づいてきた場合、もし振動がひどくなって、これは地盤沈下が起きるんじゃないかなと予測された場合、ちょっと町長に聞きたいんですけれども、最初の年は200万円、今年ですね、これは調査をしてみて、それでその後、4年間で800万円、今年200万円使うから600万円残るわけですよ、仮にですよ。この600万円を今のところ、雪山のところに硬化剤とかなんとか言われたんですよ、そういうので一応補修をして、それから始めれば何の問題もないと思いますが、建設課長にどうなのか、途中で工事を中止するのかと言ったら、いや、それは私の一存では言えませんということだったんです、一応町長にお聞きしたいんですけれども、そういう考えはないのか、この600万円をですね、どうせ地盤沈下が始まればしなないといけないわけですよ。それで二重に出費が出るわけですよ。だからそのお金を前もってあそこをばちゃんと整備して、100%地盤沈下はないよと。100%はできないと思うんですけど、ある程度そういうことをしてから、この改良舗装は、どうせしないといけない道路だと思うんですよ。だからもう二度とこういうことが起きないようにするには、この600万円というお金をそっちのほうに回されたらどうなのか、町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど企画課長も答えましたけれども、今のところ、あそこは町有地ということで、今のところ変状も起きておりませんので、後々また様子を見ながらやるということでない、今議員がおっしゃるとおり、何もないのにやるということの意味もなさないだろうと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

企画課長にお尋ねいたしますが、先ほど地盤沈下が確認されたというお話をされましたけれども、その修復は、そのまま置いておかれるのか、それとも何らかの工法をもって修復するのか、そこら辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

先ほども答弁をしたんですが、10センチほど今沈下があるというような状況でございまして、業者の話によりますと今すぐ危険がというような状況ではありませんでした。しかしながら今後調査を続けていくということで、くいは新たに設置をしたところでございます。

今後につきましては、やはりその曳家をした土地につきましては、有効利用を図るということもありますので、その際には、日本建築学会の基礎設計指針というのがございまして、地盤をきちんと入れ替えると。今の宅地の土と、それからセメント硬化剤、これを攪拌しまして、1メートルから2メートルの範囲内で土を入れ替えれば、その上に家を建てても何ら問題はないというような指針もございますので、今後有効利用を図る際には、地盤のそういった対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

私は、新型コロナウイルスの臨時交付金について、質問を申し上げたいと思いますが、8,010万円交付されるわけなんですけど、うち、約6,000万円を商品券で対応ということなんですけど、意味は分かるんですよ。これは6,000万円が倍になってですね、ただ、これが非常に買い物ができるというようなことで経済効果があるということは分かるんですけど、ただ、これが全域に行き渡ればいいんでしょうけど、一部の人だけになるんじゃないかというような懸念もするわけです。

そこで今一番困っているのは、生活の基本である電気料とかガス料金が非常に上がっているわけなんですよね。この辺の検討はなされなかったのか。これについては、商品券では対応はできません。普通の貯金費でございますので戸数割で電気料、ガス料金の対応とか。また、3月に同僚議員が一般質問しましたコロナの感染者が今、260名ちょっとですかね、町内で。この方たちはPCR検査を受けるわけなんです。PCR検査については、陽性者は無料ですが、濃厚接触者、家族の方も受けるわけです。この方については、自己負担ということを聞いております。そうなりますと、3か月、4か月前から10歳未満前後のお子さんが非常に感染されているわけなんですけど、そこで家族の方も感染、濃厚接触者でPCR検査を受けられた。これは自己負担です。それで1週間の謹慎というか、保健所から1週間出るなというようなことがございまして、1週間後にまたPCR検査を受けるというようなことで、PCR検査とか、また謹慎期間に日雇いの仕事はできないというようなことで、収入も減になるわけなんですけど、そのPCR検査費用等はこのコロナで交付金で対応できなかったのか。企画課長からコロナ感染の臨時交付金の使い道というか資料をもらいまし

た。これを見ますと、いろんな形で交付が可能でございます。そのような検討はなされなかったのか、お聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

確かに資料としてお配りさせていただきました、その中にはあらゆる事業を取り組めるようになっております。ただ、財源にも限りがありますので、それを全てやるとなりますと、当然その交付する限度額では足りないわけでありまして、一番効果的なものとして、町として判断したのがプレミアムつき商品券が一つ大きくございます。昨年度もいろいろと好評を博しまして、また今年度もぜひ取り組んでいただきたいという声も多く頂いております。また商工会からも要望があったということは事業者にとっても消費者にとっても待ち望んでいらっしゃるものであるというふうに判断いたしましたので、これをまた今年度も取り組むということにしたところでございます。全員に配付するという方法もありますが、機会としては平等に町民どなたも申込みができますので、そこには配慮しているつもりでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私も同じような質問をさせていただきます。16ページの款7、商工費、項1、商工費、目、商工振興費の18負担金、補助金及び交付金の割り増し分商品券発行业務補助金についてです。

これまでも本町でプレミアム100%事業として商品券の発行をしておりました。もちろん緊急対策、事業者支援、経済支援というような目的で大変効果があったと思います。しかしながら、経済的に1万円の負担が大きいとおっしゃる方がいらっしまったのも事実でありました。経済状況においてサービスの不平等が生じるというようなお話も委員会のほうでもさせていただいたと思うんですけども、この点を踏まえて、この商品券発行の目的とはそもそもどういったもので行われたか、お聞きいたします。

議 長（田之畑）
企画課長。

会 議 の 経 過

企画課長（中 島）

この発行の目的につきましては、やはりコロナでいろいろと影響を受けていらっしゃる事業者の皆さん、それから当然住民一人一人ですね、様々なところでいろいろとコロナの影響を受けていらっしゃると思います。そういったことで家計を支援するという目的、そういった二つの観点から取り組んでいる事業でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今年度中に国の施策として新型コロナウイルス感染症に関連する地方創生臨時交付金というものがまだほかにも交付される予定があるのかどうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

企画課のほうで把握しておりますのは、今現在の通常分の約9,700万円の交付金、それから原油価格高騰の交付金約5,300万円、この二つを把握しております。ほかの関係で交付金があるかどうかは、現在のところ承知しておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今回、長引くコロナ禍において、本町における町民の受けた影響というようなものについて、調査等を行政のほうで行われたか、御質問いたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

コロナ禍における影響ということでございますが、各担当部署においてそれなりに確認はしていると思いますが、誰がどうという部分じゃなくして、ただ、総体的に各担当課のほうに相談があったものというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

議案第26号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

私は、この予算に含まれる次の割り増し分商品券発行事業補助金使用事業に反対であるため本議案に反対いたします。

反対する理由としては、救済支援を目的とした交付金事業が経済格差による交付の不平等、また経済格差を助長する取組となり得ると考えているからです。今回提示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対する本町の限度額は、先ほども答弁されたように通常分で9,783万3,000円です。その中で今回8,010万円を商品券事業に計上しております。この事業の目的は国の施策でカバーし切れない地域の実情に応じた取組の財源に充てることを目的としたもので、地域経済や町民の生活の支援等への支援が含まれていると思います。

今、質問させていただいた中で、調査というものがきちんと行われていない段階で、この事業を計上されているところに、まず疑問を持ちます。また、これまで行われてきた商品券発行事業は、事業者、経済、生活支援で大変成果を得られてきたとお聞きいたしますが、一方、1万円という金額が大きな負担となり、購入が難しかったという声も聞きました。1万円を捻出することが困難である家庭もあります。また、本町では申込みと受け取りの2回の行き来を町民にお願いしておりますが、免許返納を終えて交通手段のない方にとっては、申請を行い、受け取りにいくための交通負担も小さくはないとお聞きします。委員会でも同じように質疑いたしましたが、経済格差による行政サービス、救済支援を受けられる方々に不平等があってはなりません。

また経済格差で交付金利用や行政サービスの偏りがあることに對し到底納得することはできません。そのため、今回反対を申し上げます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第27号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第27号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 11 号 同意第 3 号 教育長の任命について

議 長 (田之畑)

日程第 11 号 同意第 3 号 教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第 3 号 教育長の任命について、御説明申し上げます。

鹿児島市西田 1 丁目 3-2-501 在住の金久三男さんを教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから同意第3号 教育長の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第28号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第28号 損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

町が所有する公用車を職員が運転中の事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第２８号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１３ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第１３ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時24分